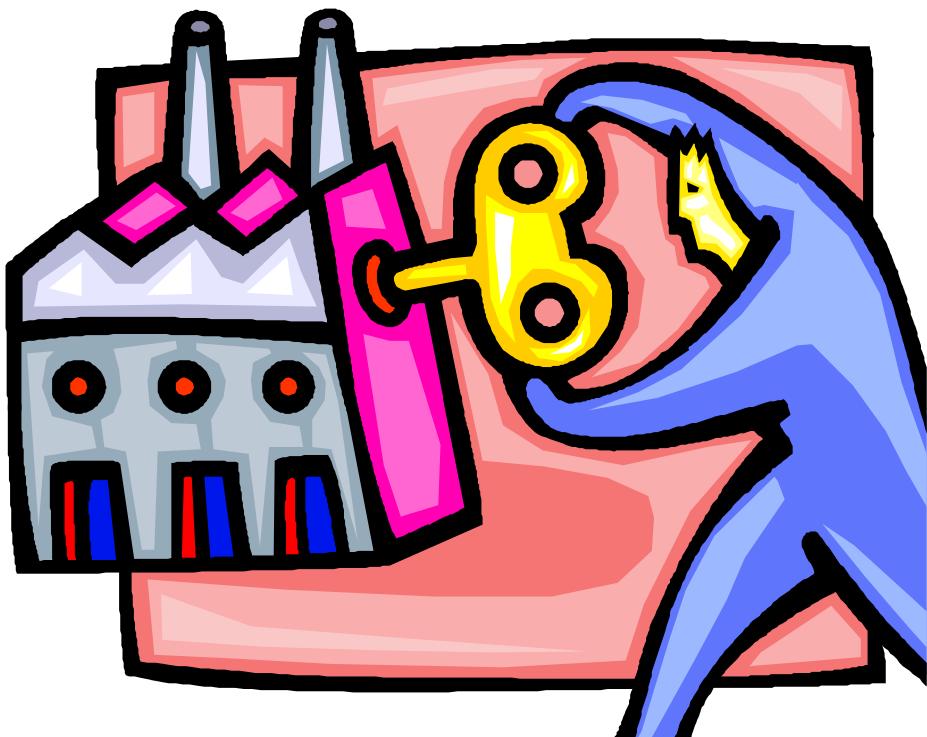


# 建築確認申請書の書き方

住宅メーカー型式用



静岡県内に新築する

- ・「プレハブ住宅2階建」を中心に作成しています。
- ・ご不明な点は必ず担当者にご相談ください。

(一財)静岡県建築住宅まちづくりセンター

H29.10.01 改正

(R06.11.01 改訂版)

## —ご案内—

いまさら、確認申請書の書き方！と思われる方もいると思いますが、「基準法どおりの申請の書き方」と「よくあるまちがい」をまとめてみました。

「基準法どおりの申請の書き方」とは、「行政指導等」を切り離し、基準法、条例に規定されている本来の申請の方法です。（申請時の必要な添付書類、記述内容はすべて基準法（施行規則）及び条例（施行細則）に規定されています。必要のないものは添付、記入しない！）

基準法のなかに、「特例」という規定があります。今回は、プレハブ住宅の認定型式にしぼってまとめてみました。

### 確認申請の特例(便利、はやい、スリムに！)について

～特例とは、？ 一般の住宅は建築士の責任で設計し、監理してください。プレハブ住宅もメーカーの責任で建ててください。そのかわり、審査・検査はスリムに！にします。…ということです。～

お客様は、審査時間が短くなり（はやい）、当センターも待ち時間を短くする（便利）ことができます。

### 特例が適用になる建物とは？

対象となる建築物		備考：消防同意の簡素化 (法 93 条、令 147 条の 3)
法 6 条の 4 第 1 項の区分	令 10 条第 1 項の区分	
	（2号）認定型式に適合する建築物の部分を有する建築物	①号（特例あり1）、法 6 条の 4 第 1 項第 2 号に掲げる建築物のうち、その認定型式に適合する建築物の部分が令第 136 条の 2 の 11 第 1 号に掲げるものであるもの。
法 6 条 1 項 4 号に掲げる建築物	（3号）建築士が設計した建築物の建築（新築、増築、改築、移転）	③号（特例あり3）、防火・準防火地域以外の一戸建ての住宅（専用住宅及び次の a～b に該当する併用住宅を含む） a. 住宅以外の部分の床面積の合計 $\leq 50 \text{ m}^2$ b. 住宅以外の部分の床面積合計 < 延べ面積 $\times 1/2$
		④号（特例あり4）、上記③号以外の建築物

# 添付図書、何がいるのか、何がいらないのか？

○…いるもの ×…いらないもの △…該当しているもの 一…図面不要

●建築基準法施行規則(国土交通省令)に基づき確認申請に添付を求める図書及び明示すべき事項			
図書の種類	明示すべき事項	建築物の種別	
		令第10条(特例有)	
		型式適合認定	製造者認定
委任状	代理者の委任状(原本又はその写し)	○	○
公団写し	不動産登記法に基づく土地登記簿の付図	○(*1)	○(*1)
かけ地の断面図	建物までの距離、かけの形状、土質を示す図書(ガケ地付近の場合)	△	△
壁量計算書	木造建築物の壁量計算書	×(*2)	×(*2)
工事監理計画図	工事監理計画(原本又はその写し)	○(*1)	○(*1)
建築計画概要書	法施行規則第3号様式(第1条の3、第6条の3、第11条の4関係)	○	○
建築工事図	法施行規則第40号様式(第8条、法15条関係)	○	○
敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式	○	○
建築面積求積図	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	○	○
床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	○	○
地盤面算定表	地盤面を算定するための算式 (建築物に接する周囲の地面に高低差がある場合のみ添付)	△	△
(い) 付近見取り図 (1/2500 ~ 1/3000)	方位、道路及び目標となる地物	○	○
	地域地区(用途地域)	○(*1)	○(*1)
	都市計画施設(都市計画道路や公園等)		
	隣地にある建築物の位置及び用途	○	○
配置図	①縮尺 ②方位	○	○
	③敷地の境界線	○	○
	④敷地内における建築物の位置	○	○
	⑤申請に係る建築物と他の建築物との別	○	○
	⑥擁壁	○	○
	・井戸の位置	×	×
	⑦合併処理浄化槽の位置	○	○
	⑧土地の高低、及び周囲の地面と建築物が接する各高さ	○	○
	⑨建築物の各部分の高さ	○	○
	⑩敷地の接する道路の位置、幅員及び種別並びに接する部分及びその長さ、道路中心線、路面中心高さとの高低差	○	○
	⑪ひさしその他容積率の算定にあたり建築物から除かれる部分の位置、高さ、及び構造:令135条の18	△	△
	⑫隣地境界線までの水平距離のうち最小のものに相当する距離:法56条1項2号 (第1、2種低層住居専用地域は除く)	○	○
	⑬令130条の12(道路斜線制限に係る建築物の後退距離の算定の特例)に掲げる建築物(1.2m超の門扉など)の部分の用途、位置、高さ、構造及び床面積	△	△



配置図	⑭法第56条第2項に規定する後退距離(道路斜線制限に係る建築物から前面道路の境界線までの水平距離のうち最小のもの)	○	○
	⑮法第56条第1項から第6項までの規定による建築物の各部分の高さの限度(道路、隣地、北側斜線の許容高さ)	○	○
	⑯敷地に接する道路の位置及び幅員並びに令20条第2項第1号に規定する公園、広場、川その他これらに類する空地又は水面の位置及び幅:法28条第1項	○	○
	⑰水平距離:令20条第2項第1号	○	○
	⑱敷地内における通路の幅員:令128条	△	△
	⑲常用の電源の種類、位置及び構造:法32条	○	○
	⑳・建築物の外部の給水タンク等の位置 ・配管設備の種別及び配置:令129条の2の5	○	○
	各階平面図	①縮尺 ②方位	○ ○
		③間取	○ ○
		④各室の用途及び床面積	○ ○

各階平面図	⑤壁の位置及び種類 ・筋かいの位置及び種類・通し柱	○ ○	×
	⑥開口部の位置 ・防火設備の位置 ・延焼のおそれのある部分の外壁の構造 ・防火地域又は準防火地域の境界線	○ ○	×
	⑦換気設備	×	×
	⑧住宅用防災機器の位置及び種類	○ ○	
	⑨給気機又は給気口及び排気機又は排気口の位置	○ ○	
	⑩外壁の開口部に設ける建具(通気ができる空隙のあるものに限る。)の構造	△	×
	⑪危険物の数量表・工場・事業調査	△	△
	⑫延焼のおそれのある部分	○ ○	
	⑬界壁の位置、遮音性能及び構造 ・界壁の材料の種別及び寸法 ・小屋組の構造 ・給水管、配電管その他の管と界壁、防火上主要な間仕切壁又は隔壁とのすき間を埋める材料の種別	×	×
	⑭採光上の無窓のチェック ・令第116条の2第1項に規定する窓その他の開口部の面積 ・令第116条の2第1項第2号に規定する窓その他の開口部の開放できる部分の面積	×	×

●建築基準法施行規則(国土交通省令)に基づき確認申請に添付を求めている図書及び明示すべき事項			
図書の種類	明示すべき事項	建築物の種別	
		令第10条(特例有)	
		型式適合認定	製造者認定
(ろ)	二面以上の立面図	・縮尺	<input type="radio"/>
		・開口部の位置	<input type="radio"/>
		・延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造	<input type="radio"/>
		・垂直距離:令20条第2項第1号	<input type="radio"/>
(は)	二面以上の断面図	・縮尺	<input type="radio"/>
		・各階の床及び天井の高さ	<input type="radio"/>
		・軒及びひさしの出並びに建築物の各部分の高さ	<input type="radio"/>
(1)	施工方法等計画書	・縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法	<input type="radio"/>
			—
			<input type="radio"/>
			<input type="radio"/>
(3) ～ (5) (40) ～ (43)	耐火構造等の構造詳細図	・屋根の断面の構造、材料の種別及び寸法(すべて)	
		・延焼のおそれのある部分の外壁の断面の構造、材料の種別及び寸法(木造建築物等に限る)	
		・延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の断面の構造、材料の種別及び寸法(法24条木造建築物等に限る)	
		・主要構造部、軒裏、床及びその直下の天井、屋根及びその直下の天井の断面並びに防火設備の構造、材料の種別及び寸法(防火、準防火地域の建築物に限る)	
(10)	開口部の採光に有効な部分の面積を算出した際の計算書	・居室面積 ・開口部の採光に有効な部分の面積及びその算出方法	<input type="radio"/>
(11)	使用建築材料表	・内装材の種別・使用部分・当該面積(シックハウス) ・部分ごとの面積に種別ごとの数値を乗じた面積の合計	<input type="radio"/>
	有効換気量等の計算書	・有効換気量又は有効換気換算量及びその算出方法 ・換気回数及び必要有効換気量	<input type="radio"/>
	給気又は排気能力の計算書(ダクト方式の場合)	・給気機又は排気機の給気又は排気能力及びその算出方法 ・換気経路の全圧力損失(直管部損失、局部損失、諸機器その他のにおける圧力損失の合計をいう。)及びその算出方法	△
4項 (4)	合併処理浄化槽の認定書等	・合併処理浄化槽の形状、構造及び大きさ(認定シート等) ・「し尿浄化槽の概要書」、「し尿浄化槽に関する通知書」 ・合併処理浄化槽の認定書	△

(29)	配置図等	・別表参照(道路高さ制限適合建築物)	法56条7項(天空率)
		・〃(隣地高さ制限適合建築物) ・〃(北側高さ制限適合建築物)	
日影図	・縮尺	(対象建築物)	
	・方位		
日影形状算定表	・敷地境界線	(1)第1種低層住居専用、第2種低層住居専用地域、田園住居地域内の建築物で軒高7mを超える又は地上3階以上の建築物 (2)種中高層住居専用、第2種中高層住居専用地域の建築物で高さ10mを超える建築物 (3)第1種住居、第2種住居、準住居、近隣商業、準工業地域の建築物で高さ10mを超える建築物 (4)用途地域の指定のない区域の建築物で イ)軒高7mを超える又は、地上3階以上の建築物 ロ)高さ10mを超える建築物 (5)対象区域外にある高さ10mをこえ、対象区域内の土地に日影を生じさせる建築物 上記の内、条例で指定するものに限る!	
	・敷地内における建築物の位置		
平均地盤面算定表	・建築物の各部分の平均地盤面からの高さ		
	・法別表第4(い)欄の各項に掲げる地域又は区域の境界線		
平均地盤面算定表	・敷地の接する道路、水面、線路敷その他これらに類するものの位置及び幅員		
	・隣地又はこれに連接する土地で日影が生ずるもの地盤面又は平均地表面		
日影時間	・法第56条の2第1項に規定する水平面(以下「水平面」という。)上の敷地境界線からの水平距離5メートル及び10メートルの線(以下「測定線」という。)	(2)建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から30分ごとに午後4時までの各時刻に水平面上に生じさせる日影の形状 (3)建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間に測定線上の主要な点に生じさせる日影時間 (4)建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時まで(道の区域内にあっては午前9時から午後3時まで)の間に水平面上に生じさせる日影の等時間日影線	
	・建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ及び平均地盤面を算定するための算式		

フラット35(一戸建ての住宅)利用の場合は、他に立面図(2面以上)・矩計図・公庫仕様書(仕上表、建築設備表を含む)が必要です!

(注1):(\*1)建築基準法施細則(静岡県細則第2条)により添付を求める。

(\*2)「壁量計算書」は静岡県建築基準条例第10条の2において壁量計算を適用する場合は必要添付図書となります。条例の適用を適用除外した場合も、細則(静岡県細則第6条の2)において、中間検査申請時の必要書類となります。

規制対象外の建材については、面積の明示は不要となります。



※申請書の作製時に綴じる順番（審査しやすい）は次のとおり。

- 1、確認申請書
  - 2、委任状（申請を代理者に委任する場合）
  - 3、型式適合認定書又は型式部材等製造者認証書
  - 4、適合証明、許可書等（都市計画法施行規則第60条適合証明）
  - 5、ホルムアルデヒド関係の別紙（換気計算書、天井裏等の措置、使用建築材料表）
  - 6、工事監理計画届
  - 7、し尿浄化槽の概要（浄化槽があるとき）
  - 8、浄化槽の「型式適合認定書」の写し（　　"　　）
  - 9、浄化槽の「認定書」の写し（　　"　　）
  - 10、案内図・都市計画図・公図・配置図
  - 11、1、2階平面図・採光等計算書
  - 12、2面以上の立面図・断面図・施工方法等計画書
  - 13、フラット35申請書及び仕様書等
- そのほかに
- ① 建築計画概要書（行政に送るため綴じこまないように！）
  - ② 工事届（　　"　　）
  - ③ し尿浄化槽に関する通知書（保健所に送るため綴じこまないように！）

「1～12」の書類はセンターにより15年保存されます！（建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等）

書類の保存期間がちがうため、最後に添付してください！（「13」の書類は5年保存のため：住宅金融支援機構）

確認申請書（建築物）  
(第一面)

建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を申請します。

この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

(一財) 静岡県建築住宅まちづくり  
理事長 柳 敏幸 様

理事長は  
柳 敏幸 に  
なりました

申請者には、原則として建築主を記入してください。  
建築主が2名以上の場合、全員の氏名を記載  
※押印は不要です

提出日を記入してください。

令和 01年 5月 1日

申請者氏名

中村 町男

設計者氏名

杉山 漱石

※手数料欄

※受付欄	※消防関係同意欄	※決裁欄	※確認番号欄
令和 年 月 日			令和 年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名

数字は算用数字を、  
単位はメートル法  
で、記入してください。

建築主

電話が無い場合、「なし」  
または「\_\_\_\_\_」を  
記入してください。

(第二面)

【1. 建築主】

【イ. 氏名のフリガナ】 ナカムラ マチオ  
【ロ. 氏名】 中村 町男  
【ハ. 郵便番号】 430-0946  
【ニ. 住所】 静岡県浜松市中区元城町216番地の△  
【ホ. 電話番号】 053-459-2070

建築主が2人以上の場合は、すべて記入してください。その場合、「概要書・工事届」も同様です！注意

【2. 代理人】

【イ. 資格】 ( 1級) 建築士 ( 大臣) 登録  
【ロ. 氏名】 杉山 漱石  
【ハ. 建築士事務所名】 ( 1級) 建築士事務所(静岡県)知事登録第8888号  
(株) 杉山一級建築士事務所  
【ニ. 郵便番号】 410-0012  
【ホ. 所在地】 静岡県沼津市岡一色816番地の1  
【ヘ. 電話番号】 055-928-7005

建築主本人が、当センターへ直接申請に来ない場合は、代理者の委任状が必要です。

【3. 設計者】

(代表となる設計者)

【イ. 資格】 ( 1級) 建築士 ( 大臣) 登録第777777号  
【ロ. 氏名】 杉山 漱石  
【ハ. 建築士事務所名】 ( 1級) 建築士事務所(静岡県)知事登録第8888号  
(株) 杉山一級建築士事務所  
【ニ. 郵便番号】 410-0012  
【ホ. 所在地】 静岡県沼津市岡一色816番地の1  
【ヘ. 電話番号】 055-928-7005  
【ト. 作成した設計図書】 すべて

建築士法により建築士の資格を必要としない場合でも欄の記入はしてください。  
建築士が自ら設計、管理をする場合も記入！

(その他の設計者)

【イ. 資格】  
【ロ. 氏名】  
【ハ. 建築士事務所名】 なし  
【ニ. 郵便番号】  
【ホ. 所在地】  
【ヘ. 電話番号】  
【ト. 作成した設計図書】  
【ヘ. 電話番号】  
【ト. 作成又は確認した設計図書】 すべて

代表となる設計者、並びに申請に係る建築物に係る他のすべての設計者について記入！

(その他の設計者)

【イ. 資格】  
【ロ. 氏名】  
【ハ. 建築士事務所名】 なし  
【ニ. 郵便番号】  
【ホ. 所在地】  
【ヘ. 電話番号】  
【ト. 作成又は確認した設計図書】

代表となる設計者、並びに申請に係る建築物に係る他のすべての設計者について記入！

(構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者  
上記の設計者のうち、

□建築士法第20条の2第1項の表示をした者  
【イ. 氏名】  
【ロ. 資格】構造設計一級建築士交付第 号  
□建築士法第20条の2第3項の表示をした者  
【イ. 氏名】  
【ロ. 資格】構造設計一級建築士交付第 号  
□建築士法第20条の3第1項の表示をした者  
【イ. 氏名】  
【ロ. 資格】設備設計一級建築士交付第 号  
【イ. 氏名】  
【ロ. 資格】設備設計一級建築士交付第 号  
【イ. 氏名】  
【ロ. 資格】設備設計一級建築士交付第 号  
□建築士法第20条の3第3項の表示をした者  
【イ. 氏名】  
【ロ. 資格】設備設計一級建築士交付第 号  
【イ. 氏名】  
【ロ. 資格】設備設計一級建築士交付第 号  
【イ. 氏名】  
【ロ. 資格】設備設計一級建築士交付第 号

**【4. 建築設備に関し意見を聴いた者】**  
(代表となる建築設備に関し意見を聴いた者)

【イ. 氏名】  
【ロ. 勤務先】  
【ハ. 郵便番号】 なし  
【ニ. 所在地】  
【ホ. 電話番号】  
【ヘ. 意見を聴いた設計図書】

(その他の建築設備に関し意見を聴いた者)

【イ. 氏名】  
【ロ. 勤務先】  
【ハ. 郵便番号】 なし  
【ニ. 所在地】  
【ホ. 電話番号】  
【ヘ. 意見を聴いた設計図書】

【イ. 氏名】  
【ロ. 勤務先】  
【ハ. 郵便番号】 なし  
【ニ. 所在地】  
【ホ. 電話番号】  
【ヘ. 意見を聴いた設計図書】

**代表となる建築設備に関し意見を聴いた者、並びに申請に係る建築物に係る他のすべての建築設備に関し意見を聴いた者について記入！**

## 【5. 工事監理者】

(代表となる工事監理者)

【イ. 資格】 ( 1 級) 建築士 ( 大臣) 登録第 777777 号

【ロ. 氏名】 杉山 漱石

【ハ. 建築士事務所名】 ( 1 級) 建築士事務所 ( 静岡県 )  
( 株 ) 杉山一級建築士事務所

【ニ. 郵便番号】 410-0012

【ホ. 所在地】 静岡県沼津市岡一色 816 番地の 1

【ヘ. 電話番号】 055-928-7005

【ト. 工事と照合する設計図書】 すべて

工事監理者が決まっていない場合、工事には着手できません。

(その他の工事監理者)

【イ. 資格】

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 なし

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 工事と照合する設計図書】

代表となる工事監理者、並びに申請に係る建築物に係る他のすべての工事監理者について記入！

工事監理者の変更時は、工事監理者の追加として記入してください。(注: 監理者の追加の場合、後問題が起きないよう、各監理者の工事監理の責任範囲を確認してください。)

## 【6. 工事施工者】

【イ. 氏名】 代表取締役 小村 一葉

【ロ. 営業所名】 建設業の許可 ( 静岡県知事 ) 第 ( 般一 )

【ハ. 郵便番号】 422

【ニ. 所在地】 静岡県静岡市

【ホ. 電話番号】 054-2

未定の時は、「未定」と記入してください。

## 【7. 構造計算適合性判定の申請】

申請済 ( )

未申請 ( )

申請不要

構造計算適合性判定が必要な場合は、適合性判定機関の名称及び所在地（市町村までOK）を記入してください。

適合性判定が必要な場合で未申請の場合は、予定している申請先を記入してください。

## 【8. 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】

提出済 ( )

未提出 ( )

提出不要 ( )

省エネ基準適合性判定が必要な場合は、登録判定機関の名称及び所在地（市町村までOK）を記入してください。  
適合性判定が必要な場合で未提出の場合は、予定している提出先を記入してください。

また、提出不要の場合は、床面積を記入する等、次ページを参考に提出が不要である理由を記入してください。(延べ面積が 300 m<sup>2</sup>未満等、明らかな場合は記入不要です)

## 【9. 備考】

【建築物の名称又は工事名】

【名称のフリガナ】 ナカムラテイシンチクコウジ

【名称】 中村邸新築工事

建築物の名称又は、工事名が決まっている場合は記入してください。



## 第二面【8】欄 "提出不要"の場合の書き方 参考

### 【I. 棟新築の場合】

提出不要の理由	記載内容	必要な図書
① 適用除外建築物のため	・左欄の事由 ・具体的な用途名称	・適用除外用途であることを示す図書（適用除外が明らかな場合については不要）
② 高い開放性を有する部分(a)を除いた非住宅部分の床面積(A-a)が300m <sup>2</sup> 未満のため	・左欄の事由 ・高い開放性を有する部分を除いた非住宅部分(A-a)の床面積 ・複合建築物については 住宅／非住宅部分の床面積	・求積図等 （高い開放性を有する部分の位置と床面積、及びその求積に必要な寸法と算式の明示） （常時外気に開放された開口部の位置とその面積、及びその求積に必要な寸法と算式の明示） ・複合建築物については 住宅／非住宅部分の床面積を精査する場合にあっては、共用部分の住宅／非住宅の判断に係る根拠資料等
③ 旧法の届出済のため	・左欄の事由	・受領印が押印された旧法の届出書の副本
④ みなし認定証取得のため	・左欄の事由 ・認定書の種別	以下の図書いずれか（写しで可） ・大臣認定書とその別添の一部 ・性能向上計画認定通知書と同申請書 ・低炭素建築物新築等計画認定通知書と同申請書

### 【II. 棟増築（改築）の場合】

提出不要の理由	記載内容	必要な図書
① 適用除外建築物のため	・左欄の事由 ・具体的な用途名称	・適用除外用途であることを示す図書（適用除外が明らかな場合については不要）
② 増改築に係る部分の床面積のうち高い開放性を有する部分(a)を除いた非住宅部分の床面積(A-a)が300m <sup>2</sup> 未満のため	・左欄の事由 ・高い開放性を有する部分を除いた非住宅部分の床面積 ・複合建築物については 住宅／非住宅部分の床面積	・求積図等 （高い開放性を有する部分の位置と床面積、及びその求積に必要な寸法と算式の明示） （常時外気に開放された開口部の位置とその面積、及びその求積に必要な寸法と算式の明示） ・複合建築物については 住宅／非住宅部分の床面積を精査する場合にあっては、共用部分の住宅／非住宅の判断に係る根拠資料等
③ 「増改築後の非住宅部分の床面積(A+A')」に対する「増改築部分（非住宅部分に限る）の床面積(A)」の割合が1/2以下	・左欄の事由（特定増改築に該当する旨） ・複合建築物については、増改築後の非住宅部分の延べ面積、増改築部分（非住宅部分に限る）の床面積	・施行時点(H29.4)に現に存じていたことを証する図書（検査済証、登記簿抄本等） ・複合建築物については 住宅／非住宅部分の床面積を精査する場合にあっては、共用部分の住宅／非住宅の判断に係る根拠資料等
④ 旧法の届出済のため	・左欄の事由	・受領印が押印された旧法の届出書の副本
⑤ みなし認定証取得のため	・左欄の事由 ・認定書の種別	以下の図書いずれか（写しで可） ・大臣認定書とその別添の一部 ・性能向上計画認定通知書と同申請書 ・低炭素建築物新築等計画認定通知書と同申請書

**調整区域は、都60条証明必要！**

建築物及びその敷地に関する事

(第三面)

**法22条区域、区画整理施行地区、  
宅地造成等規制区域などの記入。**

【1. 地名地番】 静岡県浜松市中区

216番地の

【2. 住居表示】

【3. 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】

■都市計画区域内 (■市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化区域)	<input type="checkbox"/> 準都市計画区域内 <input type="checkbox"/> 都市計画区域及び準都市計画区域
--	--

【4. 防火地域】  防火地域  準防火地

■指定なし

【5. その他の区域、地域、地区又は街区】

法22条区域

【6. 道路】

【イ. 幅員】 4. 000 m

【ロ. 敷地と接している部分の長さ】 13. 200 m

【7. 敷地面積】

【イ. 敷地面積】 (1) (168. 96) (

(2) ( ) ( )

【ロ. 用途地域等】 (第一種住居) ( ) ( )

【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】

**角地・二面道路・地区  
計画より○/□・建築協  
定より○/□等記入。**

(160. 00) ( ) ( ) ( ) ( ) %

第53条第1項の規 (60. 0) ( ) ( ) ( ) ( ) %

合計】 (1) (168. 96) ( ) ( ) ( ) ( ) %

(2) ( ) m<sup>2</sup> ( ) ( ) ( ) ( ) %

【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】 160.

【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】 60.

【チ. 備考】

**(住居系) 容積率=道路幅員×0. 4**

**(工業系ほか) 容積率=道路幅員×0. 6**

**を、確認してください。**

**「道路幅員による容積率制限」**

**角地・二面道路等の場合  
は、ここは10%アップ  
となります。**

**(08010) 一戸建ての住宅**

**(08020) 長屋**

**(08030) 共同住宅**

**(08060) 併用住宅**

**(08490) 自動車車庫 等を記入**

【8. 主要用途】 (区分 08010) 一戸建ての住宅

【9. 工事種別】

■新築  増築  改築  移転

【10. 建築面積】 (申請部分 )

【イ. 建築面積】 ( 66. 00 )

【ロ. 建蔽率の算定の基礎となる建築面積】

( 66. 00 )

【ハ. 建蔽率】 39. 07

【11. 延べ面積】 (申請部分 )

【イ. 建築物全体】 ( 129 )

【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】

( )

【ハ. エレベーターの昇降路の部分】

( )

【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の部分】

( )

【ホ. 認定機械室等の部分】 ( )

【ヘ. 自動車車庫等の部分】 ( )

【ト. 備蓄倉庫の部分】 ( )

【チ. 蓄電池の設置部分】 ( )

【リ. 自家発電設備の設置部分】 ( )

Ⅰ. 地階の住宅等の部分	【Ⅱ. 住宅の部分】及び【Ⅲ. 老人ホーム等の部分】の1/3まで
Ⅰ. 昇降路の部分	停止階分の全て
Ⅱ. 共用部分	全て
ホ. 認定機械室等の部分	特定行政が認めたもの全て
ヘ. 自動車車庫等	【Ⅰ. 建築物全体】の1/5まで
ト. 備蓄倉庫	【Ⅰ. 建築物全体】の1/50まで
チ. 蓄電池	【Ⅰ. 建築物全体】の1/50まで
リ. 自家発電設備	【Ⅰ. 建築物全体】の1/100まで
貯水槽	【Ⅰ. 建築物全体】の1/100まで
宅配ボックス	【Ⅰ. 建築物全体】の1/100まで
その他不算入部分	その他法令で定められた数値まで

- 上表に応じた面積は、【3. 延べ面積】に算入されません。
- 地階の住宅部分には、居室・物置・浴室・便所・廊下・階段等（地下車庫、EVの昇降路を除く）が含まれます。
- ELV-タ-の昇降路の部分ではELV-タ-、小荷物専用昇降機は容積率不算入の対象となりません。
- 認定機械室等は、住宅又は老人ホーム等に設ける「建築物のエネルギー消費性能の向上に資するものとして国土交通大臣が定める給湯設備等を置く機械室等」で特定行政が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものが対象です。
- 備蓄倉庫の部分とは、壁で囲まれた室で、図面に「備蓄倉庫」と明示があるものを指します。（倉庫に通ずる廊下は含まれません）
- 蓄電池の設置部分とは、床に据え付けられたものに限り、キャビ-等で動いてしまうものは対象となります。
- 貯水槽の設置部分について、冷媒用・給水用など、水の用途は問いません。
- 【リ】、【リ】、【リ】欄の部分については、図面に用途を明示の上、他の部分との区別を明確に行ってください。（床材を変える・仕上材を変える等）
- 建築基準法令以外の法令の規定により、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分がある場合は、その面積を記入します。



**平成28年10月1日に静岡県内の中間検査に関する告示が改正され、階数が3以上となる建築物について「基礎に鉄筋を配置する工事」が特定工程に追加されました。**

### **[ケース①：階数が2以下の住宅の中間検査（特定工程）]**

一戸建て住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎、下宿及び児童福祉施設等<sup>\*</sup>（入所者の寝室があるもの）又はこれらと併用する建築物は、建方工事等のタイミングで中間検査が必要です。

- ※ 静岡市・浜松市の場合は「児童福祉施設等」の場合及び「建設性能評価」を受けている場合は対象外。
- ※ 浜松市の場合は製造者認証を受けた者により製造又は新築された場合は対象外。

増築の場合は、住宅の用に供する増築部分の床面積の合計が 60 m<sup>2</sup>を越えるものが必要です。

→ 特定工程は「屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組の工事」（木造の場合）

**中間検査が必要なケースの例**

- ① 用途が住宅の新築工事（床面積に係らず）
- ② 住宅のはなれの増築（60 m<sup>2</sup>を超える場合）
- ③ 既存物置のみある敷地への住宅の増築工事  
→住宅は新築とみなす（床面積に係らず）
- ④ 店舗併用住宅へ、住宅部と店舗部分との合計が 60 m<sup>2</sup>以上ある増築

**中間検査が不要なケースの例**

- ① 物置、車庫などのみで、住宅部分がない増築  
(床面積に係らず)
- ② 住宅のはなれの増築（60 m<sup>2</sup>以下の場合）
- ③ 店舗併用住宅で店舗のみの増築  
(床面積に係らず)

### **[ケース②：階数が3以上の住宅の中間検査（特定工程）]**

上記ケース①（建方工事等）の中間検査に加えて、基礎の配筋工事の完了時にも中間検査が必要です。

- ※ 静岡市・浜松市の場合は、品確法に基づく「建設性能評価」を受けている場合は対象外。

増築の場合は、増築に係る部分の階数が3となる場合は中間検査が必要です。

→ 特定工程は「基礎に鉄筋を配置する工事」となります。

### **〈中間検査申請における注意点〉**

中間検査申請書第三面【8】-【ハ】欄に記載する「検査対象面積」について、基礎配筋工事の場合は、「検査に係る部分の最下階の床面積」となり、建方工事等の場合原則として「延べ面積（住宅の場合）」となります。

【8. 特定工程】
【イ. 特定工程】
【ロ. 特定工程工事終了年月日】 平成_____年_____月_____日
【ハ. 検査対象床面積】 _____ m <sup>2</sup>

建方工事等における中間検査の「手数料算定面積」は、基礎の配筋工事における中間検査を受けている場合は、その面積を減じて算定します。

「検査対象面積」と「手数料算定面積」で取扱いが異なりますのでご注意ください。

## 建築物別概要

(第四面)

ひとつつの建物（棟ごと）概要なので、  
建増し増築の場合は、既存部分と増築部分  
を分ける必要はありません。

【1. 番号】	1
【2. 用途】(区分 0 8 0 1 0) 一戸建ての住宅	
(区分 )	

また、10 m<sup>2</sup>以内の建築物は第四面、第五面、  
第六面は必要ありません。

【3. 工事種別】						
■新築	□増築	□改築	□移転	□用途変更	□大規模の修繕	□大

【4. 構造】	軽量鉄骨	一部	造
---------	------	----	---

【5. 主要構造部】	
□耐火構造 (防火上及び避難上支障がない主要構造部を有しない場合)	
□耐火構造 (防火上及び避難上支障がない主要構造部を有する場合)	
□建築基準法施行令第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造	
□準耐火構造	■いずれにも該当しない場合はその他に■
□準耐火構造と同等	
□準耐火構造と同等の性能を有する構造 (ロー2)	
■その他	

【5. 主要構造部】～  
【7. 防火地域又は  
準防火地域における対策等の状況】

「**《補足》第四面  
〔5〕欄～〔7〕欄**」  
参照

【6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】	
□建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる構造	
□建築基準法第21条第1項ただし書きに該当する構造	
□建築基準法施行令第109条の7第1項第1号に掲げる基準に適合する構造	法第21条の規定
□建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造	法第27条の規定
□その他	■建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない

【7. 建築基準法第61条の規定の適用】	
□耐火建築物	□延焼防止建築物

□準耐火建築物

□準延焼防止建築物

□その他

■建築基準法第61条の規定の適用を受けない

【8. 階数】	
【イ. 地階を除く階数】	2階
【ロ. 地階の階数】	
【ハ. 昇降機塔等の階の数】	

【ニ. 地階の倉庫等の階の数】 ■防火地域・準防火地域以外の場合はここに■

【9. 高さ】	
【イ. 最高の高さ】	
【ロ. 最高の軒の高さ】	

【型式認定の場合は、こちらに番号を  
記入して下さい。  
次ページ下部の《補足②》参照】

【型式認定の場合は、認定の対  
象となる一連の規定の区分  
にチェックして下さい。】

【10. 建築設備の種類】	
【11. 確認の特例】	

【イ. 建築基準法第6条の3第1項 審査の特例の適用の有無】	
【ロ. 建築基準法第6条の3第1項の規定 による確認の特例の適用の有無】	

又は同法第18条第5項たゞ

による確認の特例の適用の有無】

【ハ. 建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分】

【ニ. 認定型式の認定番号】 第

【ホ. 適合する一連の規定の区分】 号

【ヘ. 認証型式部材等の認証番号】 号

□建築基準法施行令第136条の2の11第1号イ

□建築基準法施行令第136条の2の11第1号ロ

製010101Abcd1234567-080·40

□有 ■無

■有 □無

第 1 号

【製造者認証の場合は、こちらに番号 を記入して下さい。 次ページ下部の《補足②》参照】	
---	--

【12. 床面積】	(申請部分 )	(申請以外の部分 )	(合計 )
【イ. 階別】	( 2階) ( 66. 00)	( ) ( )	66. 00) m <sup>2</sup>
	( 1階) ( 63. 00)	( ) ( )	63. 00) m <sup>2</sup>
	( 階) ( )	( ) ( )	)
	( 階) ( )	( ) ( )	)
	( 階) ( )	( ) ( )	)
	( 階) ( )	( ) ( )	)
【ロ. 合計】	( 129. 00)	( ) ( )	129. 00) m <sup>2</sup>

各階の床面積は、第五面の床面積と一致します。

### 【13. 屋根】

製造者認定の場合は、13欄から16欄までは記入する必要はありません。

### 【14. 外壁】

### 【16. 居室の床の高さ】

「水洗」「くみ取り」どちらかを記入してください。

### 【17. 便所の種類】

水洗

### 【18. その他必要な事項】

【16. 居室の床の高さ】 45cm未満の場合、防湿方法を記入「べた基礎」「防湿コンクリート」等

### 【19. 備考】

屋外に設ける直通階段が木造の場合にはその旨を記載してください。(令第121条の2)

### 『**補足②** 第四面【11】欄

### 【二. 認定型式の認定番号】の記載例

『 型 01A b c d 0101010 - 050 · 30 』

①

②

- [ ①: 認定範囲のうち、当該確認申請において選択した建築物の垂直積雪量  
②: 認定範囲のうち、当該確認申請において選択した建築物の地盤の長期地耐力 ]

### 【八. 認証型式部材等の認証番号】の記載例

『 製 010101A b c d 0101010 - 080 · 40 』

③

④

- [ ③: 認証範囲のうち、当該確認申請において選択した建築物の垂直積雪量  
④: 認証範囲のうち、当該確認申請において選択した建築物の地盤の長期地耐力 ]

### 〈参考：静岡県内各地の垂直積雪量（特定行政庁ごと）〉

行政庁名	区域	数値
静岡市	①都市計画区域	0.30m 以上
	②下記③を除く都市計画区域外	0.40m 以上
	③口坂本、井川、岩崎、上坂本、田代、小河内、入島、梅ヶ島	0.55m 以上
浜松市	下記以外の区域内	0.30m 以上
	春野・佐久間・龍山地域自治区の区域内	0.35m 以上
	水窪地域自治区の区域内	0.45m 以上
沼津市	全域	0.30m 以上
富士宮市	全域	0.35m 以上
富士市	全域	0.30m 以上
焼津市	全域	0.30m 以上
静岡県	伊東市、下田市、御前崎市（旧浜岡町のみ）、牧之原市（旧相良町のみ）、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町	0.25m 以上

行政庁名	区域	数値
静岡県	熱海市、三島市、島田市（旧島田市ののみ）、磐田市、掛川市、藤枝市、袋井市、湖西市、伊豆市（旧修善寺町 及び 旧土肥町のみ）、御前崎市（旧浜岡町を除く）、菊川市、伊豆の国市、牧之原市（旧相良町を除く）、函南町、清水町、長泉町、吉田町、森町	0.30m 以上
	裾野市、伊豆市（旧修善寺町 及び 旧土肥町を除く）	0.35m 以上
	島田市（旧島田市を除く）、川根本町（旧中川根町のみ）	0.40m 以上
	小山町、川根本町（旧中川根町を除く）	0.45m 以上
	御殿場市	0.55m 以上

## 《補足》 第四面 [5] 欄～[7] 欄

※ [5] 欄 耐火構造（防火上及び避難上支障がない主要構造部を「有する」場合とは）  
（令第 108 条の 3）火災を区画内にとどめることで、建築物全体が倒壊・延焼しないための構造方法とした場合に、防火上及び避難上支障がない主要構造部を「有する」となります。  
従来どおり主要構造部を耐火構造とした場合は、防火上及び避難上支障がない主要構造部を「有しない」

2024. 4 施行

### 例 1) 「2 階建て一戸建ての住宅（耐火・準耐火建築物以外）」（法第 22 条区域）

- [5. 主要構造部] ■その他
- [6. 建築基準法第 21 条及び第 27 条の規定の適用] ■建築基準法第 21 条又は第 27 条の規定の適用を受けない
- [7. 建築基準法第 61 条の規定の適用] ■建築基準法第 61 条の規定の適用を受けない

### 例 2) 「4 階建て共同住宅（耐火建築物）」（法第 22 条区域）

- [5. 主要構造部] ■耐火構造（防火上及び避難上支障がない主要構造部を有しない場合）※
- [6. 建築基準法第 21 条及び第 27 条の規定の適用] ■その他
- [7. 建築基準法第 61 条の規定の適用] ■建築基準法第 61 条の規定の適用を受けない

### 例 3) 「2 階部分の 300 m<sup>2</sup>以上をデッキ-ビス用途に使用する建築物（イ-2 準耐火建築物）」（法第 22 条区域）

- [5. 主要構造部] ■準耐火構造
- [6. 建築基準法第 21 条及び第 27 条の規定の適用] ■建築基準法施行令第 110 条第 1 号に掲げる基準に適合する構造
- [7. 建築基準法第 61 条の規定の適用] ■建築基準法第 61 条の規定の適用を受けない

### 例 4) 「例 3 の建築物を任意で耐火建築物とした場合」

- [5. 主要構造部] ■耐火構造（防火上及び避難上支障がない主要構造部を有しない場合）※
- [6. 建築基準法第 21 条及び第 27 条の規定の適用] ■その他
- [7. 建築基準法第 61 条の規定の適用] ■建築基準法第 61 条の規定の適用を受けない

### 例 5) 「3 階建ての一戸建ての住宅」（準防火地域内）

- ①ケース イ-2 準耐火建築物とした場合
  - [5. 主要構造部] ■準耐火構造
  - [6. 建築基準法第 21 条及び第 27 条の規定の適用] ■建築基準法第 21 条又は第 27 条の規定の適用を受けない
  - [7. 建築基準法第 61 条の規定の適用] ■準耐火建築物
- ②ケース R 1 国交告第 194 号第 4 第 1 号イ ※旧開口部制限建築物
  - [5. 主要構造部] ■その他
  - [6. 建築基準法第 21 条及び第 27 条の規定の適用] ■建築基準法第 21 条又は第 27 条の規定の適用を受けない
  - [7. 建築基準法第 61 条の規定の適用] ■準延焼防止建築物

### 例 6) 「2 階に 300 m<sup>2</sup>未満の保育園・耐火建築物」（法第 22 条区域）

- [5. 主要構造部] ■耐火構造（防火上及び避難上支障がない主要構造部を有しない場合）※
- [6. 建築基準法第 21 条及び第 27 条の規定の適用] ■建築基準法第 21 条又は第 27 条の規定の適用を受けない
- [7. 建築基準法第 61 条の規定の適用] ■建築基準法第 61 条の規定の適用を受けない

### 例 7) 「1000 m<sup>2</sup>の工場・準耐火建築物（口-2）」（法第 22 条区域）

- [5. 主要構造部] ■準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（口-2）
- [6. 建築基準法第 21 条及び第 27 条の規定の適用] ■建築基準法第 21 条又は第 27 条の規定の適用を受けない
- [7. 建築基準法第 61 条の規定の適用] ■建築基準法第 61 条の規定の適用を受けない

### 例 8) 「共同住宅・3 階建て・1 時間準耐火基準」（法第 22 条区域）

- [5. 主要構造部] ■準耐火構造
- [6. 建築基準法第 21 条及び第 27 条の規定の適用] ■建築基準法施行令第 110 条第 1 号に掲げる基準に適合する構造
- [7. 建築基準法第 61 条の規定の適用] ■建築基準法第 61 条の規定の適用を受けない

(第五面)

建築物の階別概要		(第四面)【1. 番号】に記入した番号と同じ番号
【1. 番号】	1	地上階は「1F」「2F」、地下階は「1B」、PHは「P1」
【2. 階】	1 F	在来木造のみ記入(単位:mm)
【3. 柱の小径】		在来木造のみ記入(単位:mm)
【4. 横架材間の垂直距離】		
【5. 階の高さ】		製造者認証なら不要
【6. 天井】		製造者認証なら不要
【イ. 居室の天井の高さ】	mm	
【ロ. 建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】		
□有 □無		
【7. 用途別床面積】	「特定天井」: 下記の全てに該当するもの	
(用途の区分) (具体的な用途の名前)		
【イ.】	(08010)	(一戸建ての住)
【ロ.】	( )	( )
【ハ.】	( )	( )
【ニ.】	( )	( )
【ホ.】	( )	( )
【ヘ.】	( )	( )
【8. その他必要な事項】	具体的な用途別で記入(住宅の一部に車庫、倉庫などある場合は、別にして記入)	
【9. 備考】	「08490 自動車車庫」 「08500 自転車駐車場」 「08520 倉庫業を営まない倉庫(住宅用物置)」 「08440 店舗(八百屋)」など	
計画変更申請のときは、第五面に係る部分の変更の概要を記入してください。		

(第五面)

建築物の階別概要		
【1. 番号】	1	
【2. 階】	2 F	
【3. 柱の小径】		
【4. 横架材間の垂直距離】		
【5. 階の高さ】		
【6. 天井】		
【イ. 居室の天井の高さ】	mm	
【ロ. 建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】		
□有 □無		
【7. 用途別床面積】	(用途の区分) (具体的な用途の名称) (床面積 )	
(08010) (一戸建ての住宅) ( 66.00 ) m <sup>2</sup>		
【イ.】	( )	( )
【ロ.】	( )	( )
【ハ.】	( )	( )
【ニ.】	( )	( )
【ホ.】	( )	( )
【ヘ.】	( )	( )
【8. その他必要な事項】		
【9. 備考】		

## 建築物独立部分別概要

(第六面)

Exp. j で分離されている部分ごと作成してください。

【1. 番号】  
下部※

1

Exp. j で分離されている場合は、分離された部分ごと通し番号を付し、その番号を記入してください。

【2. 延べ面積】  
下部※

Exp. j で分離された建築物毎に地盤面を設定し、最高高・軒高を算定してください。

【3. 建築物の高さ等】

【イ. 最高の高さ】

【ロ. 最高の軒の高さ】

【ハ. 階数】

【ニ. 構造】

造一部

Exp. j で分離された建築物毎の階数を記載してください。

PH がある場合は、PH が存する分離部分の建築面積の 1/8 を超えたら階数に算入されます。

下部※

【4. 特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準の別】

下部※

特定構造計算基準  
 特定増改築構造計算基準

新築の場合  
(適格増改築を含む)

構造計算において、計算ルート 2 若しくはルート 3 (限界耐力計算含む)とした場合はチェックしてください。

【5. 構造計算の区分】

下部※

建築基準法施行令第 81 条第 1 項各号に掲げる基準に従った構造計算  
 建築基準法施行令第 81 条第 2 項第 1 号イに掲げる構造計算  
 建築基準法施行令第 81 条第 2 項第 1 号ロに掲げる構造計算  
 建築基準法施行令第 81 条第 2 項第 2 号イに掲げる構造計算  
 建築基準法施行令第 81 条第 3 項に掲げる構造計算

大臣認定

保有水平耐力計算

限界耐力計算

許容応力度等計算

許容応力度計算

【6. 構造計算に用いたプログラム】

【イ. 名称】

【ロ. 区分】

建築基準

計算プログラム名を記入してください。

施行規則第 1 条の 3 により「構造計算書」の省略認定(国交省告示第 832 号、施行規則第 1 条の 3 第 1 項第一号ロ(2))を受けている場合は、令第 81 条第 3 項に掲げる構造計算にチェック。

【7. 建築基準法施行令第 137 条の 2 各号に定める範囲の区分】

【8. 備考】

計画変更申請のときは、第六面に係る部分の変更の概要を記入してください。

不適格増築等の適用がある場合は、該当する号の数字及び「イ」又は「ロ」の別を記入してください。

第一号イ : 一体増築等

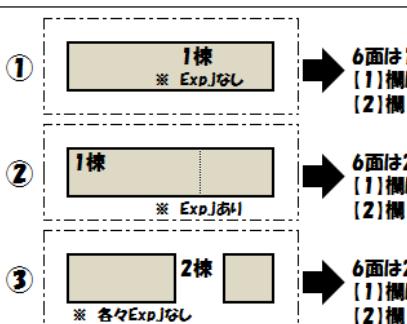
第一号ロ : E x p. j 増築等

第二号イ : 基準時の 1/2 以下の増築等

第二号ロ : 基準時の 1/2 以下の増築等で基礎の補強等

第三号イ : 基準時の 1/20 以下かつ 50 m<sup>2</sup>以下の増築

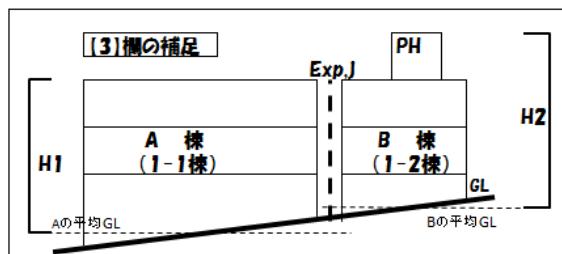
\* 1~3 欄について下記を参考にしてください。



6面は1枚でOK。  
[1]欄は「1」とし、  
[2]欄[3]欄の記載不要。

6面は2枚必要。  
[1]欄は「1-1」、「1-2」とし、  
[2]欄[3]欄の記載必要。

6面は2枚必要。  
[1]欄は「1」、「2」とし、  
[2]欄[3]欄の記載必要。



ペントハウスの面積が「B棟」の 1/8 を超える場合は、  
A(1-1)棟は 3階、B(1-2)棟は 4階となる。  
なお、高さもそれぞれ A=H1、B=H2 となる。

- 4 欄~6 欄について、構造計算を行っている場合は記入してください。
- 製造者認証建築物の場合は、4 欄~6 欄の記入は不要です。
- (1) 欄について、SPICA 利用の場合は 1 棟であっても「1-1」と表示されます。他の審査機関に SPICA を利用して提出される場合は、事前に審査機関にお問い合わせください。

原本又はその写しを添付してください

# 委任状

【代理人】

【氏名】 杉山 漱石

【建築事務所名】 (株) 杉山一級建築士事務所

代理者（設計者ではありません）

上記の者を代理者と定め、下記の建築物について建築に関する法令の規定による申請手続を委任する。

【1. 地名地番】 静岡県浜松市中区元城町216番地の4

【2. 主要用途】 一戸建ての住宅

【3. 工事種別】 新築 増築 改築 移転

【4. 委任事項】 確認（許可）申請手続

建築工事届提出

中間検査合格証受取

検査済証受取

現場検査立会

住宅金融支援機構設計審査申請手続

都市計画法第53条第1項の許可申請手続

その他

確認（許可）申請証受取

中間検査申請手続

完了検査申請手続

取止・取下届提出

風致地区内行為（許可）申請手続

住宅金融支援機構現場検査申請手続

日付を忘れずに！

令和01年 5月01日

【建築主】

【氏名】 中村 町男

【住所】 浜松市中区元城町216番地の4

中  
村

委任状の書式は  
特に決められていません！

建築主が代理者（申請書第二面【2. 代理者】）  
を委任したことが確認できるものを添付し  
てください。

建築主等の押印についても  
特に決められていません！

※「私文書は、本人〔中略〕の署名又は押印  
があるときは、真正に成立したものと推定す  
る。」（民事訴訟法第228条第4項）という  
規定がありますので、押印等を求めるこことを  
推奨します！

# 一級建築士免許証

本籍地 静岡県

山 漱石

一級

一號

日

**建築主事等が求める場合のみ、  
添付が必要となります。**

昭和二十五年法律第二百二号  
建築士法により一級建築士の  
免許を与えたことを証する。

平成 7 年 7 月 7 日

国土交通大臣

**街 村 守**

# 都市計画法の規定に適合する建築物等であることの証明申請書

静岡県知事 石川 嘉延 様 平成19年1月30日  
上城町16-11

**証明・許可がある場合、添付して下さい。**

都市計画法施行規則第  
法の規定に適合している旨 証明を請します。

建築物等が都市計画

建築しようとする場所	浜松市中区元城町216番地の4				
敷 地 面 積	168.96 m <sup>2</sup>				
区域区分	<input checked="" type="checkbox"/>	市 街 化 区 域			
	<input type="checkbox"/>	市 街			
	<input type="checkbox"/>	区域区分が定められていない区域			
	<input type="checkbox"/>	準 都			
	<input type="checkbox"/>	都市計画区域			
	<input type="checkbox"/>				
用 途 地 域	第一種住居地域				
開 発 行 為 の 有 無	有 無				
建 築 物 の 用 途	一戸建ての住宅				
都市計画法上の許可を要さない場合にはその該当条項号及び内容	該 当 条 項 号		内 容		
都市計画法上の許可を受けている場合にはその当該条項、許可の年月日及び番号並びに許可を受けた者の氏名又は名称	該 当 条 件		許可の年月日及び番号 許可を受けた者の氏名又は名称		

記述の内容を確認してください。確認申請と適合証明、許可等の内容が少しでも違っていると、確認済証の発行はできません。  
違い、間違いがあったら、事前に行政庁と打ち合わせしてください。

- ①申請書には証明書または許可書の原本又は写しを添付してください。
- ②写しを添付した場合は、原本一式をお持ちください。
- ③確認申請書と内容が一致することを照合し、「原本照合済」の印を押します。

※ 上記のとおり都市計画法の規定に適合していることを証明します。

平成19年1月17日

静岡県知事 石川

静岡県  
嘉延  
知事印

第0987号

# 工事監理計画届

日付を忘れずに！

## フレハフ住宅（1号建築物）場合の例

（一財）静岡県建築住宅まちづくりセンター  
理事長 柳 敏幸 様

あて先は、当センターあてとなります。

届出者は、建築主になります。**印は不要です。**

令和01年 5月 01日

住所 浜松市中区元城町216番地の4  
届出者 氏名 中村 町男

次の通り工事監理計画を届け出ます。

	確認を行う部位、材料の種類等	照合内容	照合を行う設計図書	照合方法
敷地の形状、高さ、衛生及び安全	境界ポイント 高低差 支持地盤	境界寸法 地耐力 5 t/m <sup>2</sup>	配置図・求積図 S S 試験	現地にて測量 レベル確認 支持力の照合
主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上重要な部分に用いる材料（接合材料を含む。）の種類、品質、形状及び寸法	床	材料、寸法、形状	構造各伏図 立面図 矩計図	受入時及び工事終了時に現場にて確認
主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上重要な部分に用いる材料の接合状況、接合部分の形状等	柱 梁	基礎との緊結状況	構造各伏図	工事終了時に現場にて確認
建築物の各部分の位置、形状及び大きさ	基礎、柱、梁、耐力壁 床、壁、屋根			場にて確認
構造耐力上重要な部分の防錆、防腐及び防蟻措置及び状況	柱 土台 床		床伏図	場にて確認
特定天井に用いる材料の種類並びに当該特定天井の構造及び施工状況	該当無し	該当無し	該当無し	該当無し
居室の内装の仕上げに用いる建築材料の種別及び当該建築材料を用いる部分の面積	天井 壁 床	・下地の種類及び面積 ・接着剤の種類及び面積 ・仕上げ材の種類及び面積	使用建築材料表	工事完了時に現場で確認
天井及び壁の室内に面する部分に係る仕上げの材料の種別及び厚さ	天井 壁 床	仕上げ材の種類 仕上の状況 天井の高さ	断面図 室内仕上げ表	工事終了時に現場にて確認
開口部に設ける建具の種類及び大きさ	開口部（サッシ、ドア）	建具の種類、大きさ	立面図 各階平面図	工事終了時に現場にて確認

該当する場合...

部位・材料の種類等欄：天井材、支持構造部、接合部

照合内容欄：材料・種類・規格・仕上げ・品質・形状・寸法

照合を行う設計図書：使用構造材料一覧表

照合方法：受入時の検査及び工程終了時に現場で照合

等を記載してください。

建築設備に用い る材料の種類及 びその照合する 内容並びに当該 建築設備の構造 及び施工状況 (区画貫通部の 処理状況を含 む。)	配管 給水設備 排水設備 電気設備  居室の換気設備	各部種類、形状、寸法 機器の性能 (換気風量)	各階平面図 構造	受入時の製品の確認 取り付け時に現場にて確認
備 考	セントラルヒート			

※ 令第 121 条の 2 (屋外階段) の適用をうける直通階段がある場合には、当該直通階段が木造であるか否かを備考欄に記載ください。

また、当該直通階段が木造である場合には、当該直通階段に用いる材料の種類並びに当該直通階段の構造、防腐措置及び施工状況に関する照合内容、照合方法について、併せて備考欄に記載してください。

記載例は下部を参考にしてください。

**令和4年4月1日より完了検査申請書及び中間検査申請書の第四面  
(工事管理状況)における注意書きに屋外直通階段の記載内容が追加されました。**

**これに伴い、工事監理計画届についても同様の記載が必要となります。**

令第 121 条の 2 (屋外階段) の適用をうける直通階段がある場合には、当該直通階段が木造であるか否かを記載します。

また、当該直通階段が木造である場合には、当該直通階段に用いる材料の種類並びに当該直通階段の構造、防腐措置及び施工状況に関する照合内容、照合方法について、併せて備考欄に記載してください。

#### 【屋外直通階段が木造以外の場合の記載例】

備 考	令第 121 条の 2 の規定の適用を受ける屋外直通階段 : 鉄骨造
-----	------------------------------------

#### 【屋外直通階段が木造の場合の記載例】

備 考	令第 121 条の 2 の規定の適用を受ける屋外直通階段 : 木造  • 照合内容 : 材料・形状・寸法・防腐措置 • 照合を行う設計図書 : 平面図・断面図・矩計図 • 照合方法 : 工程終了時に現場で確認
-----	--

なお、木造の屋外直通階段とは、すべての部材（仕上げ材等を除く。）が木材により構成される階段だけでなく、木造の屋外階段と鉄骨造の屋外階段を組み合わせた屋外階段や、建築物の木造部分との接合部を有する鉄骨造の屋外階段も含まれます。

詳しくは、国土交通省ホームページに掲載されております「木造の屋外階段等の防腐措置等ガイドライン」をご確認ください。

## 給排水・ガス設備「特記仕様書」※設計が該当する場合には、□にチェックを記入する。

- 配管設備の構造は平12 建告 1388 号及び昭50 建告 1597 号の規定に適合(令129 条の2 の4 第2 号、令129 条の2 の5 第2 項6 号)
- 給水装置については水道法施行令5 条、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の規定に適合(水道法第16 条、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令)
- 排水設備の構造は令129 条の2 の5 第3 項3 号、下水道法10 条3 項及び同法施行令8 条の規定に適合(下水道法施行令8 条に基づく条例)
- ガス及び換気設備は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則44 条の規定に適合(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38 条の2)
- ガス及び換気設備は、ガス事業法第40 条の4 の規定に適合
- 圧縮天然ガス容器(内容量20L以上 120L 未満)を家庭用設備として設ける場合、高圧ガス保安法第24 条の規定に適合
- 電気設備は、電気技術基準に関する省令に定める工法により設ける。(法32 条、電気事業法39 条1 項、電気設備に関する技術基準を定める省令)

施工方法等計画書の添付をお願いします。

## コンクリート「施工方法等計画書」※設計が該当する場合には、□にチェックを

### □ コンクリートの強度試験方法:

1. コンクリートが軽易な場合は監理者の承諾を受けて試験を省略できる。
2. 1回の試験体の個数及び試料採取
  - i. 1回の試験の供試体の数は、調合強度の管理試験用、構造体コンクリートの材齢28 日圧縮強度推定用、型枠取外し時期決定用その他必要に応じて、それぞれ3 個とする。
  - ii. 適切な間隔をあけた運搬車から、3 度に分けて試料を採取し、i で必要な数の供試体を作製する。
  - iii. ii で3 度に分けて製作した供試体から、それぞれ1 個ずつ3 個を取り出し、1回の試験における1 材齢の供試体とする。
3. 供試体は、工事現場において、JIS A 1132 によって作製し、それぞれ試験の目的に応じた養生を行う。なお、脱型は、コンクリートを詰め終わってから24 時間以上48 時間以内に行う。
4. 供試体の養生方法及び養生温度
  - i. 標準養生の場合は、JIS A 1132 による20±2°Cの水中養生とする。
  - ii. 工事現場における養生は水中養生とし、養生温度を出来るだけ建物等に近い条件になるようにする。また、養生温度は、毎日、養生水槽の水温の最高及び最低を測定し、養生期間中の全測定値を平均した値とする。なお、養生水槽等は、直射日光を避ける。
5. 圧縮強度試験: 試験方法はJIS A 1108 による。

### □ コンクリートの調合:

- ・コンクリートの耐久性を確保するための材料及び調合の条件
  1. 単位水量の最大値は185 kg/m<sup>3</sup> とする。
  2. 単位セメント量の最小値は270 kg/m<sup>3</sup> とする。
  3. 水セメント比の最大値は、普通ポルトランドセメント及び混合セメントのA種の場合は65%とする。
  4. AE剤、AE減水剤又は高性能AE減水剤を用いるコンクリートの所要空気量の目標値は、4.5%とする。
  5. コンクリートに含まれる塩化物量は、塩化物イオン量で0.30 kg/m<sup>3</sup> 以下とする。
  6. コンクリートは、アルカリ骨材反応を生じるおそれのないものとする。
  7. コンクリートの調合は、所定の強度、ワーカビリティー、均一性及び耐久性が得られること。

### □ コンクリートの養生方法:

- ・養生温度
  - a. 寒冷期においては、コンクリートを寒氣から保護し、打込み後5 日間以上は、コンクリート温度を2°C以上を保つ。
  - b. コンクリート打込み後、初期凍害を受けるおそれのある場合は、初期養生を行う。
  - c. コンクリート打込み後、セメントの水和熱により部材断面の中心部温度が外気温より25°C以上高くなるおそれがある場合は、温度应力による悪影響が生じないような養生を行う。

#### ・表面の乾燥防止

- 打込み後のコンクリートは、普通ポルトランドセメント又は混合セメントのA種の場合5 日間以上散水その他の方法で温潤に保つ。  
また、気温が高い場合又は直射日光を受ける場合には、コンクリート面が乾燥することのないようにする。

#### ・振動及び外力からの保護

- a. 硬化初期のコンクリートが、有害な振動や外力による悪影響を受けないようにする。
- b. コンクリートの打込み後、少なくとも1 日間はその上の歩行又は作業をしない。やむを得ず歩行したり、作業を行う必要性がある場合は、コンクリートに影響を与えないような保護を行う。

### □ コンクリートの型枠の取外し時期方法:

- a. 型枠の取外しは、型枠の最小存置期間を経た以後行う。

- b. 型枠の最小存置期間は、下表により、コンクリートの材齢又は圧縮強度により定める。寒冷のため強度の発現が遅れると思われる場合は、圧縮強度により定める。

せき板の最小存置期間: 基礎、梁側、柱、壁

		早強ポルトランド	普通ポルトランドセメント、混合セメントのA種、
コンクリートの材齢による場合(日)	15°C以上	2	3
	5°C以上	3	5
	0°C以上	5	8
コンクリートの圧縮強度による場合	—	圧縮強度が5N/mm <sup>2</sup> 以上となるまで	

## 型式部材等製造者認証書

KJM基製-LS00000-0

平成 21 年 6 月 3 日

KJM株式会社

代表取締役社長 川崎 宗男 様

財団法人 建築住宅センター

理事長 大嶋 秀喜

建築基準法第 68 条の 11 第 1 項の規定に基づき、下記の通り型式部材等製造者としての認証をする。

### 記

#### 1. 認証番号

製 010101Abc d 1234567

#### 2. 型式部材等の種類及び概要

##### 1) 型式部材等の種類

建築基準法施行令第 136 条の 2 の 11 第一号に掲げる建築物の部分

##### 2) 概要

別紙の 1) のとおり

#### 3. 工場その他の事業場の名称及び所在地

別紙の 2) のとおり

#### 4. 認証の有効期間

平成 21 年 6 月 3 日から 5 年間

## 1) 概要

KJM基製-LS00000-0

別 紙

## 1) 本認証に係る型式の概要

名 称 : KJM007

構造種別及び形式 : 鉄鋼系軸組構造

防耐火構造種別 : 耐火建築物及び準耐火建築物以外の建築物

用 途 : 戸建

基本モジュール : 900mm

階 数 : 平屋建て、2階建て

延べ面積 : 25~1000 m<sup>2</sup>

最高の軒の高さ : 9.0m以下

最高の高さ : 13.0m以下

換気計画 : 住宅等の居室 ; 換気回数 0.5 回/h 以上

住宅等の居室以外の居室 ; 換気回数 0.5 回/h 以上

## 2) 適用条件

地震地域係数 (Z) : 1.0 以下

基準風速 (V<sub>o</sub>) : 40m/s 以下

地表面粗度区分 : 平成 12 年建設省告示第 1454 号第 1 第 3 項の表の地表面粗度区分 III 及び IV

垂直積雪量 : 80cm 以下

積雪の単位荷重 : 20N/cm/m<sup>3</sup>地盤適用条件 : 地盤補強されていない地盤又は平面地盤補強された地盤の場合 ; 長期地耐力 20KN/m<sup>2</sup> 以上

杭状地盤補強された地盤の場合 ; 各工法の適用範囲内において設計者により適切に算定された杭状地盤補強の許容鉛直支持力が、杭状地盤補強に作用する鉛直力以上であること。

備考 ; 個別に作成され本認証証書に添付される地盤説明書に基づき、申請建築物の地盤が本型式の地盤適用条件を満たすことを確認する必要がある。

## 3) 設置可能な昇降機の型式部材等製造者認証番号

製 000000Gbd000000 製 000000Gbd000000 製 000000Gbd000000

製 000000Gbd000000 製 000000Gbd000000 製 000000Gbd000000

## 2) 工場その他の事業場の名称及び所在地

工場又は事業場名称

所在地

KJM北日本工業株式会社	青森県○○
KJM西日本工業株式会社	鳥取県○○

## し尿浄化槽の概要書

※ 受 1 建築主 及 び		月 日	
2 浄化槽工事業者の 氏名及び営業所名・所 在地		住 所 浜松市中 村 町	
3 浄化槽設備士の氏名		登録又は届出番号	
4 設置場所		免状交付番号 浜松市中区元城町216	
5 建築物の用途		用途	
6 処理対象人員		5人	算定根拠 番号(2) 算定式(n=5)
7 単独処理、合併処理の 別		単独処理・合併処理	
8 し尿浄化槽の種類		(1) 型式認定浄化槽(名称 認定番号 型 01CafOa005123) (2) その他 ※ABIC-4567	
9 し尿浄化槽の規模		5人槽	
10 し尿浄化槽の構造方法		(1) 昭和55年建設省告示 第( )の( ) (2)処理方法 ( その他の方式)	
11 放流水		水質 放流先	BOD 20 mg/l 側溝
		水量 放流	1.0 m <sup>3</sup> 自然・動力

(注)

- ※印のある欄は、記入しないでください。
- 選択事項は、該当するものを○で囲んでください。
- 浄化槽工事業者が未定の場合は、2欄及び3欄には未定と記入してください。
- 6欄の算定根拠欄には、日本工業規格 A3302の該当類似用算定式を記入してください。
- 10欄については、大臣認定を受けたし尿浄化槽である場合は、処理方式のみを記入してください。
- 11欄のBODとは、生物化学的酸素要求量をいいます。

## 住宅：番号(2)用途(1)

算定式  $A \leq 130 (145) \text{ m}^2$  の場合  $n = 5$  $A > 130 (145) \text{ m}^2$  の場合  $n = 7$ 2世帯住宅の場合  $n = 10$ 

() 静岡県内の場合

## 共同住宅：番号(2)用途(1)

算定式  $n = 0.05A$ (1戸当のnが3.5人以下は  $3.5 \times \text{戸数}$ )1戸当のnが3.5人以下かつワンルーム  
は  $2 \times \text{戸数}$ )

併用住宅(八百屋)：番号(2.5)用途(1.1)

算定式 例：(住宅n=5) + (店舗n'=0.075A)

※n：人数(人) A：延べ面積(m<sup>2</sup>)

\* 浜松市の場合は、法第68条の26による認定番号(構造方法等の認定)も追記してください。

大臣認定の場合、処理方式のみ記入

汚水量目安=人槽×0.2 m<sup>3</sup>/戸・日n=5の場合…1.0 m<sup>3</sup>n=7の場合…1.4 m<sup>3</sup>

# 型式適合認定書

B C J 基型 — J S 01344

平成 19 年 1 月 25 日

まちづくり工業株式会社  
代表取締役社長 氷田 一郎 様

財団法人建築住宅センター  
理事長 大嶋 秀喜

下記の型式については、建築基準法第 68 条の 10 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 1 章から第 3 章までの規定又はこれに基づく命令のうち同法施行令第 136 条の 2 の 11 に掲げる一連の規定に適合するものであることを認める。

記

- 認定番号  
型 01Caf0a0051234
- 認定をした型式に係る建築物の部分又は工作物の部分の種類  
合併処理浄化槽
- 認定をした型式の内容  
まちづくり -5 型
- 一連の規定に適合するための適用条件

本認定に係る合併処理浄化槽について、平成 14 年 5 月 31 日までの間に建築基準法施行令第 35 条第 1 項の規定に基づく認定を受けなかった場合には、本認定はその効力を失うものとする。なお、浄化槽法の規定に基づく適正な工事および適正な保守点検を実施すること。

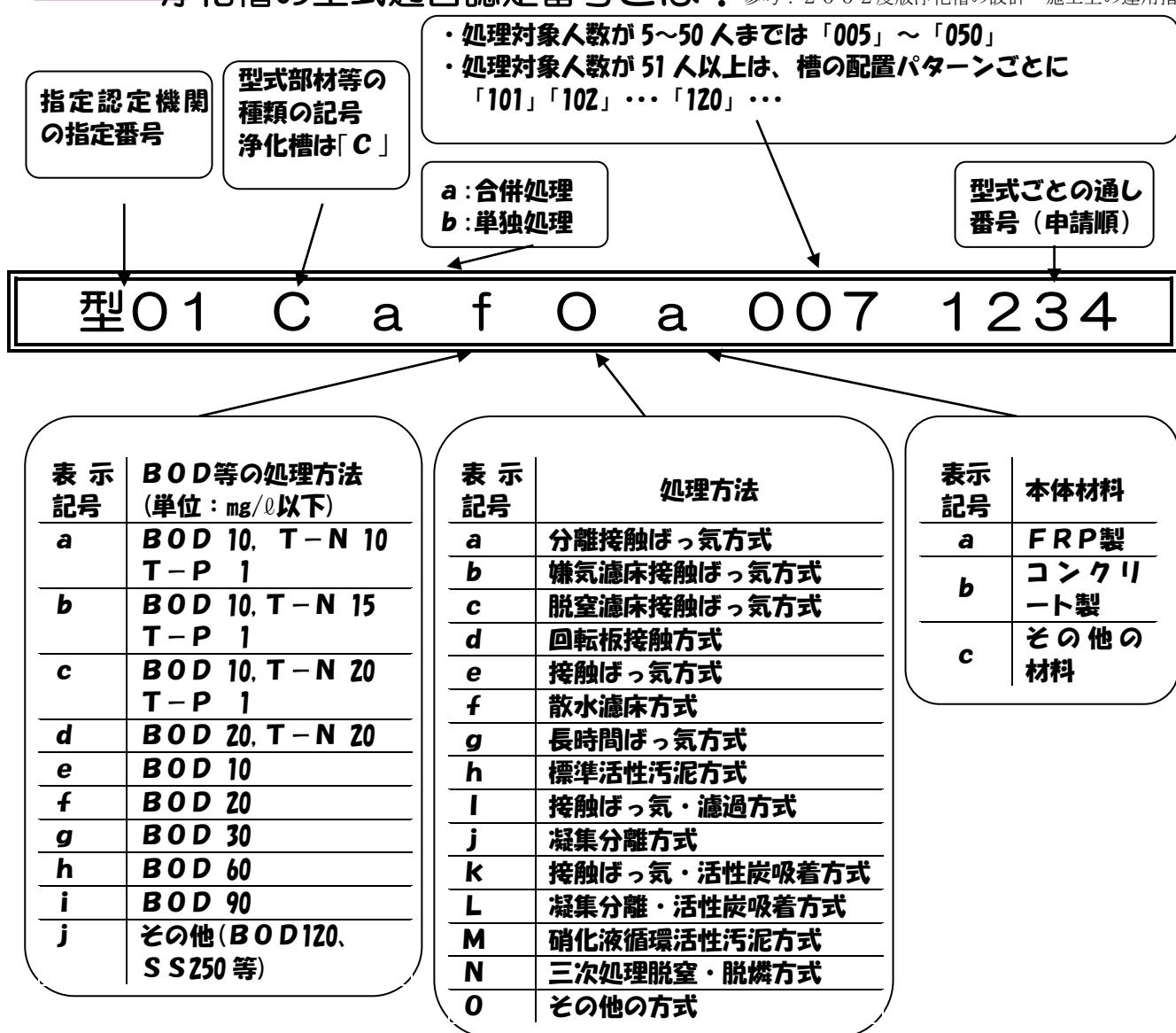
(注意) この認定書は、大切に保管しておいて下さい。

**参考**

・・・添付図書ではありません、参考にしてください！

浄化槽の型式適合認定番号とは？

参考：2002度版浄化槽の設計・施工上の運用指針



〈例1〉 **型O1Cafba0050003**

合併処理、BOD20mg/l以下の処理性能、処理方法は嫌気濾床接触ばっ氣方式、  
本体材質FRP製、5人槽、申請第0003号

〈例2〉 **型O1Cafea0070083**

合併処理、BOD20mg/l以下の処理性能、処理方法は接触ばっ氣方式、  
本体材質FRP製、7人槽、申請第0083号

# 認定書

国住指第5000号  
平成19年5月16日

まちづくり工業株式会社  
代表取締役社長 氷田 一郎 様

国土交通大臣 林 寛子

下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法施行令第35条第1項の規定に適合するものであることを認める。

## 記

1. 認定番号  
ABIC-4567
2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称  
まちづくり型
3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容  
別添（建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法の規定に基づき建設大臣が認めた次の認定 平成10年4月23日 建設省愛住指発第33号 に別紙の変更を加えたもの）のとおり

（注意）この認定書は、大切に保存しておいて下さい。

# 型式適合認定書別添仕様書及び図面

建築基準法施行令第35条第1項の大臣認定による接触ろ床方式  
【大臣認定番号(認定年月日): ABIC-4567(平成18年1月16日)】

会社名 まちづくり工業株式会社

型式 まちづくり

-5型 -7型 -10型

型式適合認定番号 型01CafOa0051234 型01CafOa0071234 型01CafOa0101234

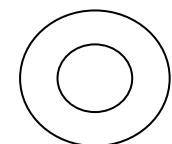
平成19年 1月25日認定	放流水質	法令上の性能
		BOD20mg/l以下
		大臣認定による性能
		BOD20mg/l以下
		S 20mg/l以下
		T-N20mg/l以下

仕様書

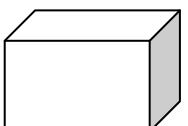
處理対象人員	5	7	10
夾雜物除去槽			1. 502
嫌気ろ床槽			1. 498
接触ろ床槽			0. 687
処理水槽			0. 339
消毒槽			0. 021
A <sub>1</sub>			2. 390
A <sub>2</sub>			1. 800
A <sub>3</sub>			60
B <sub>1</sub>			1. 320
B <sub>2</sub>			720
B <sub>3</sub>			60
C <sub>1</sub>			1.
C <sub>2</sub>			1. 500
C <sub>3</sub>			500
C <sub>4</sub>			500
C <sub>5</sub>			500
C <sub>6</sub>			215
C <sub>7</sub>			1. 285
C <sub>8</sub>			310
C <sub>9</sub>			360
a			450
b			450
c			600

く	材質	FRP(ガラス繊維強化プラスチック)	
体	板厚	3~8	
仕	材質	FRP	
切	板厚	2~5	
板	形状	骨格様球状	
嫌	材質	PP(ポリプロピレン)またはPE(ポリエチレン)	
気	外形寸法	Φ110	
ろ	充填率(%)	31	32
材	形状	板状	
接	材質	PVC(ポリ塩化ビニル)PPまたはPE	
触	比表面積	71m <sup>2</sup> /m <sup>3</sup> 以上	
材	充填率(%)	16	16
料	材質	網様円筒状	
・	長さ	PPまたはPE	
材	外形寸法	Φ100×100L	
質	比表面積	107m <sup>2</sup> /m <sup>3</sup> 以上	
及	充填率(%)	55	57
び	材質	PVCまたはPP	
機	長さ	443×760	443×860
設	型式	容積式	
備	吐出風量(L/分)	60以上	80以上
の	材質	PVC	
仕	内径	Φ100	
様	材質	プラスチック、FRPまたは鋳鉄	
	内径 個数	Φ450×3	Φ450×2 Φ600×1
		Φ600×1	

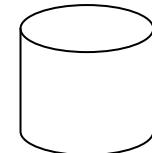
特記事項	注:寸法の単位はmm、容積の単位はm <sup>3</sup> とする。		
	・振動、騒音、防虫、防臭対策は必要に応じて行う。		
	・流入、設置条件によりオプション槽を組み合わせる。		



嫌気ろ材

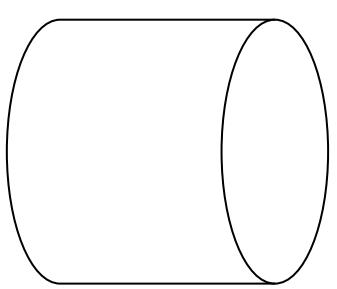
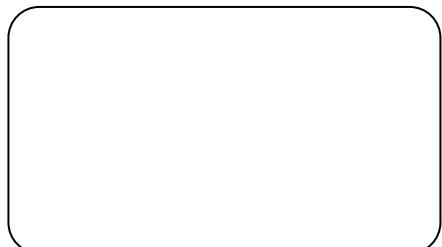


接触材



好気ろ材

平面図

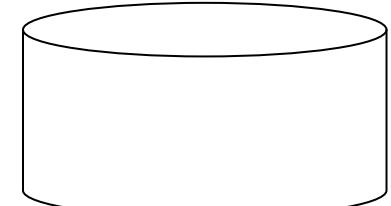


消毒槽立体図

B-B断面図



A-A断面図



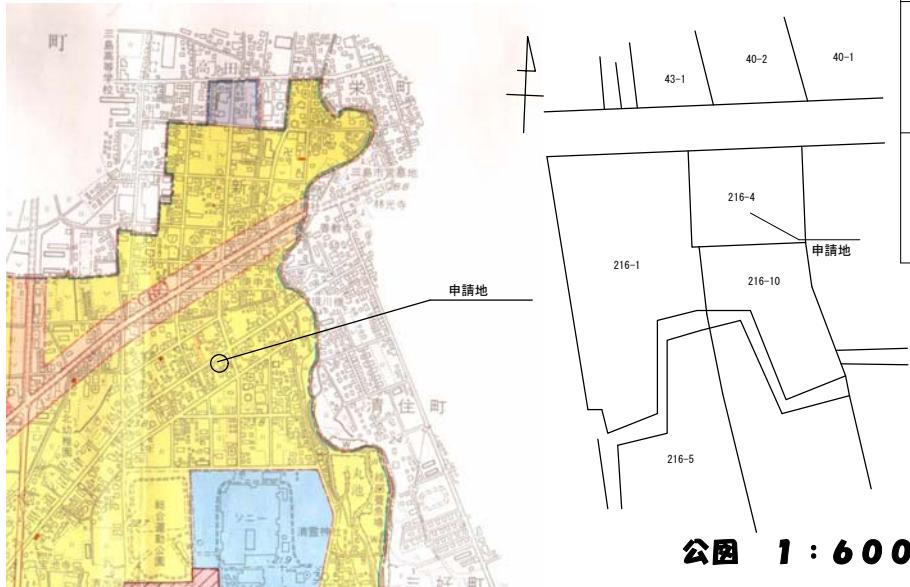
C-C断面図

# 特例①号の場合

※ 2m超がけがある場合、断面図及びかけ対策図が必要です！



案内図 1:2500

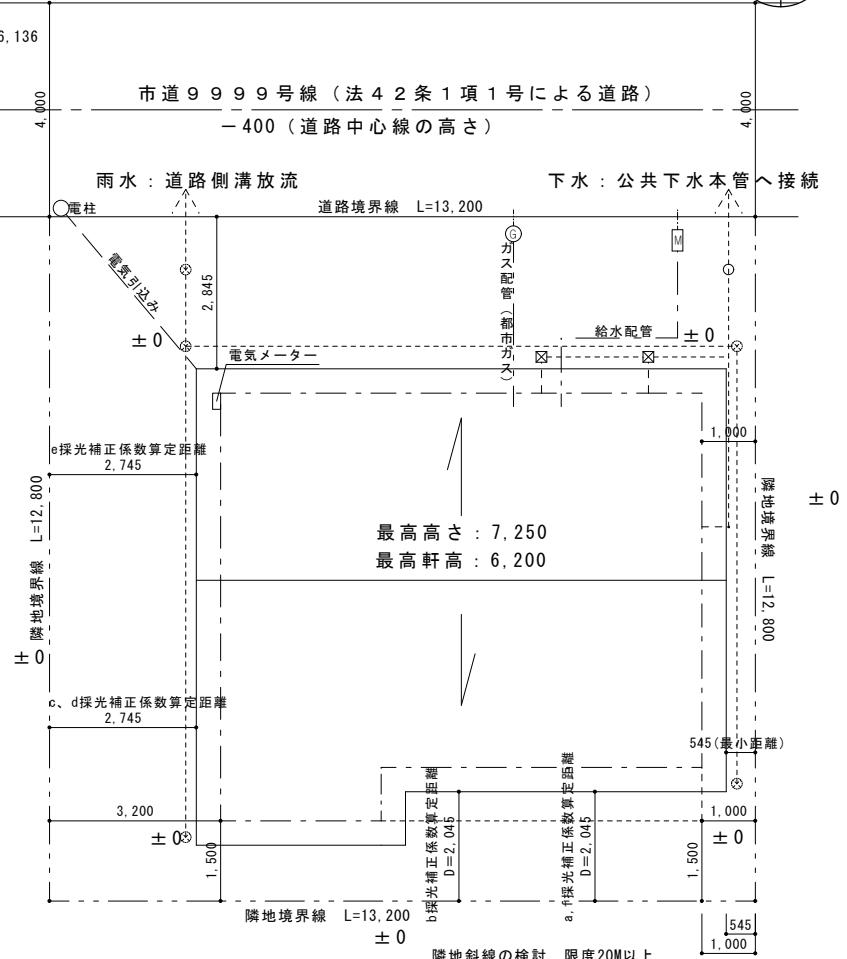


都市計画図

道路斜線の検討  
(4,000+2,845) × 1.25-400=8,156.25 ≥ 軒先高さ6,136  
0.K

採光計算 1階LDK(開口部 a)
採光補正係数 : 2,045/3,973.5 × 6 - 1.4 ≈ 1.68
床面積/7 : 25 ÷ 7 = 3.57 m <sup>2</sup>
窓面積 : A=1.795 × 1.1 = 1.795 m <sup>2</sup>
1.795 × 1.68 = 3.01
1階LDK(開口部 b)
採光補正係数 : 2,045/3,973.5 × 6 - 1.4 ≈ 1.68
床面積 : A=1.35 × 1.1 = 1.485 m <sup>2</sup>
1.485 × 1.68 = 2.49
3.01 + 2.49 > 3.57 0.K
1階和室(開口部 c)
採光補正係数 : 2,745/4,385 × 6 - 1.4 ≈ 2.35
床面積/7 : 11.5 ÷ 7 = 1.65 m <sup>2</sup>
窓面積 : A=1.295 × 1.1 = 1.4245 m <sup>2</sup>
1.4245 × 2.35 ≈ 3.34 > 1.65 0.K
2階子供室A(開口部 d)
採光補正係数 : 2,745/1,485 × 6 - 1.4 ≈ 9.69 よって3.0
床面積/7 : 10.5 ÷ 7 = 1.50 m <sup>2</sup>
窓面積 : A=1.295 × 1.1 = 1.4245 m <sup>2</sup>
1.4245 × 3.00 = 4.27 > 1.50 0.K
2階子供室B(開口部 e)
採光補正係数 : 2,745/1,830 × 6 - 1.4 ≈ 7.60 よって3.0
床面積/7 : 10.5 ÷ 7 = 1.50 m <sup>2</sup>
窓面積 : A=1.295 × 1.1 = 1.4245 m <sup>2</sup>
1.4245 × 3.00 = 4.27 > 1.50 0.K
2階主寝室(開口部 f)
採光補正係数 : 2,045/1,524 × 6 - 1.4 ≈ 6.65 よって3.0
床面積/7 : 15.0 ÷ 7 = 2.15 m <sup>2</sup>
窓面積 : A=1.795 × 1.9 = 3.4105 m <sup>2</sup>
3.4105 × 3.00 = 10.23 > 2.15 0.K

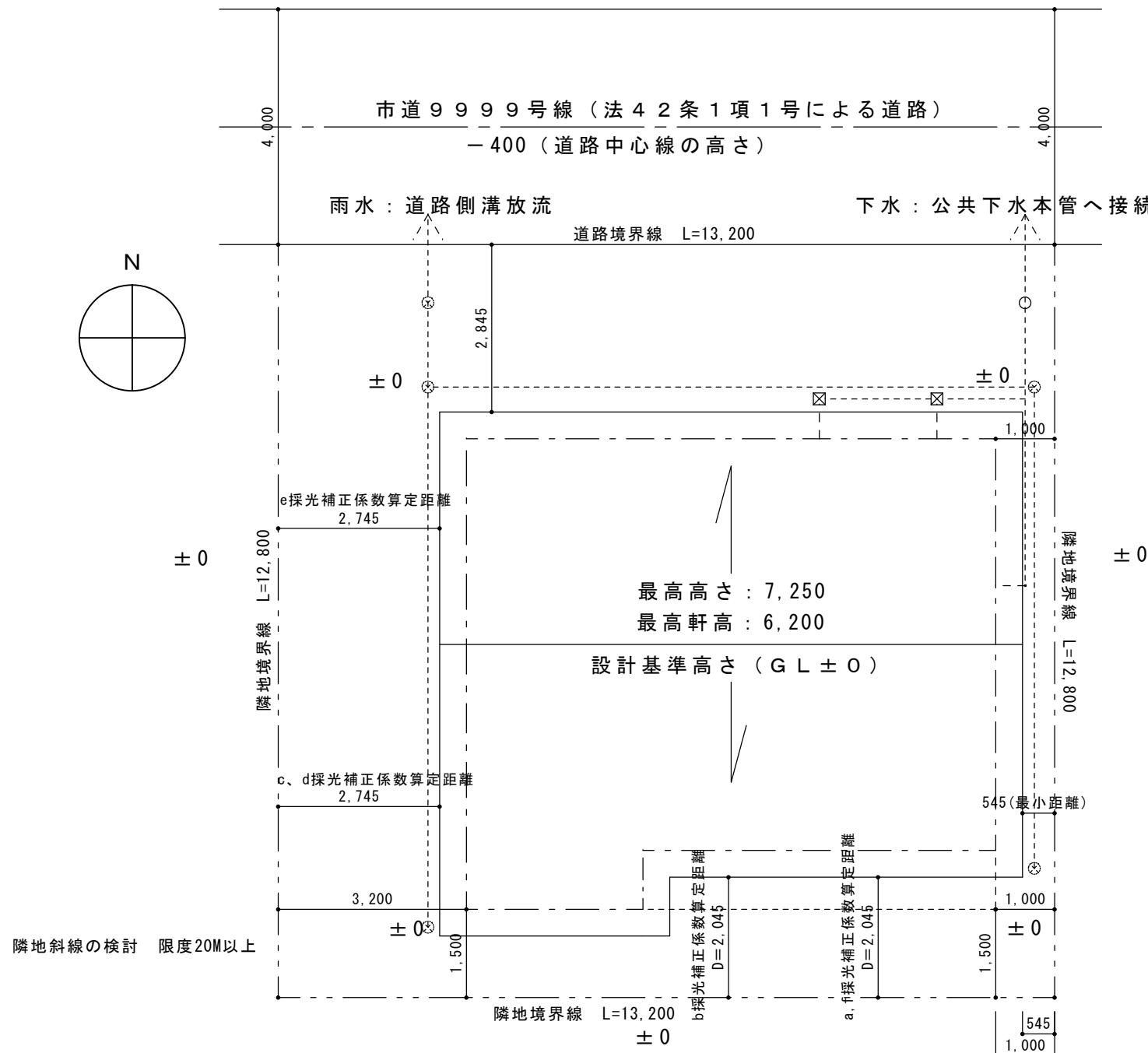
- ①縮尺
- ②方位(真北)
- ③敷地の境界線
- ④建築物の位置
- ⑤申請に係る建築物との別
- ⑥擁壁
- ⑦汚水・雨水の排水経路又は処理経路
- ⑧土地の高低、建物が接する地盤高さ
- ⑨道路の位置、幅員、種別、接道距離及び道路中心線、路面中心高さ
- ⑩建築物-隣地境界までの最小距離
- ⑪令130条の12に掲げる建築物(門扉等)
- ⑫建築物-道路境界までの最小距離
- ⑬各斜線制限による高さ限度



## 9建築物の各部の高さ

「建築物の各部分の高さ」とは、道路斜線、北側斜線、隣地斜線等の斜線検討、第1種低層住居専用地域や地区計画等の絶対高さの確認のための明示となる。配置図のみですべてをクリヤーすることを証明する。そのため、配置図には屋根伏図+外部通芯を記入する。たとえば道路斜線の検討の場合、前面道路側の屋根先端の高さと道路境界線からの距離を記入する。

k j m		作成日	承認	設計	縮尺	工事名称	（株）杉山一級建築士事務所 一級建築士 ○○○○○○号 杉山漱石	図面番号
					1:100	図面名 配置図		/



道路斜線の検討  
 $(4,000+2,845) \times 1.25-400=8,156.25 \geq 軒高 6,200$   
0.K

採光計算 1階LDK（開口部 a）  
採光補正係数 :  $2,045/3,973.5 \times 6 - 1.4 = 1.68$   
床面積/7 :  $25 \div 7 = 3.57\text{m}^2$   
窓面積 :  $A = 1.795 \times 1.1 = 1.795\text{m}^2$   
 $1.795 \times 1.68 = 3.01$

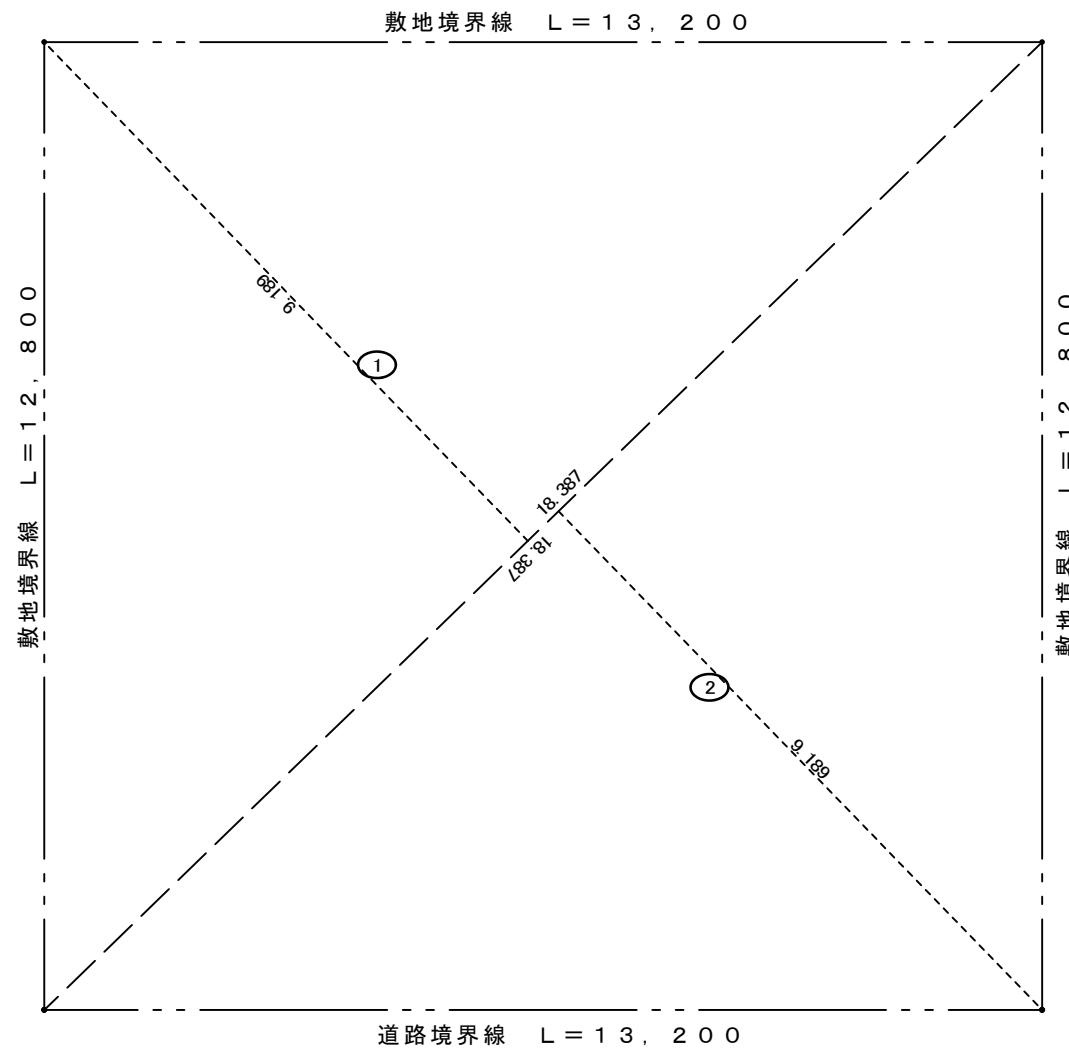
1階LDK（開口部 b）  
採光補正係数 :  $2,045/3,973.5 \times 6 - 1.4 = 1.68$   
窓面積 :  $A = 1.35 \times 1.1 = 1.485\text{m}^2$   
 $1.485 \times 1.68 = 2.49$   
 $3.01 + 2.49 = 5.50 > 3.57$   
0.K

1階和室（開口部 c）  
採光補正係数 :  $2,745/4,385 \times 6 - 1.4 = 2.35$   
床面積/7 :  $11.5 \div 7 = 1.65\text{m}^2$   
窓面積 :  $A = 1.295 \times 1.1 = 1.4245\text{m}^2$   
 $1.4245 \times 2.35 = 3.34 > 1.65$   
0.K

2階子供室A（開口部 d）  
採光補正係数 :  $2,745/1,485 \times 6 - 1.4 = 9.69$   
よって 3.0  
床面積/7 :  $10.5 \div 7 = 1.50\text{m}^2$   
窓面積 :  $A = 1.295 \times 1.1 = 1.4245\text{m}^2$   
 $1.4245 \times 3.00 = 4.27 > 1.50$   
0.K

2階子供室B（開口部 e）  
採光補正係数 :  $2,745/1,830 \times 6 - 1.4 = 7.60$   
よって 3.0  
床面積/7 :  $10.5 \div 7 = 1.50\text{m}^2$   
窓面積 :  $A = 1.295 \times 1.1 = 1.4245\text{m}^2$   
 $1.4245 \times 3.00 = 4.27 > 1.50$   
0.K

2階主寝室（開口部 f）  
採光補正係数 :  $2,045/1,524 \times 6 - 1.4 = 6.65$   
よって 3.0  
床面積/7 :  $15.0 \div 7 = 2.15\text{m}^2$   
窓面積 :  $A = 1.795 \times 1.9 = 3.4105\text{m}^2$   
 $3.4105 \times 3.00 = 10.23 > 2.15$   
0.K



**敷地面積求積図 1 : 100**

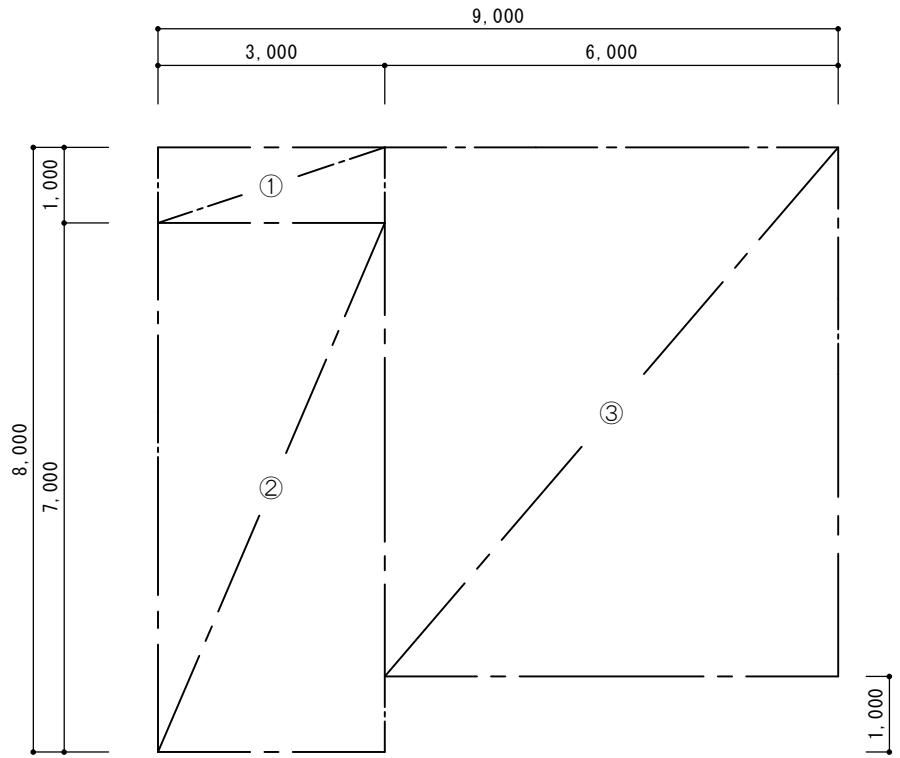
番号	底辺	高さ	倍面積	面積
1	18.387	9.189	168.9581	84.47905
2	18.387	9.189	168.9581	84.47905
合計				168.9581
敷地面積				168.96 m <sup>2</sup>

k j m

作成日	承認	設計	縮尺	工事名称
	小村	杉山	1 : 100	図面名 敷地面積求積図

(株) 杉山一級建築士事務所  
一級建築士 ○○○○○号  
杉山漱石

図面番号  
/

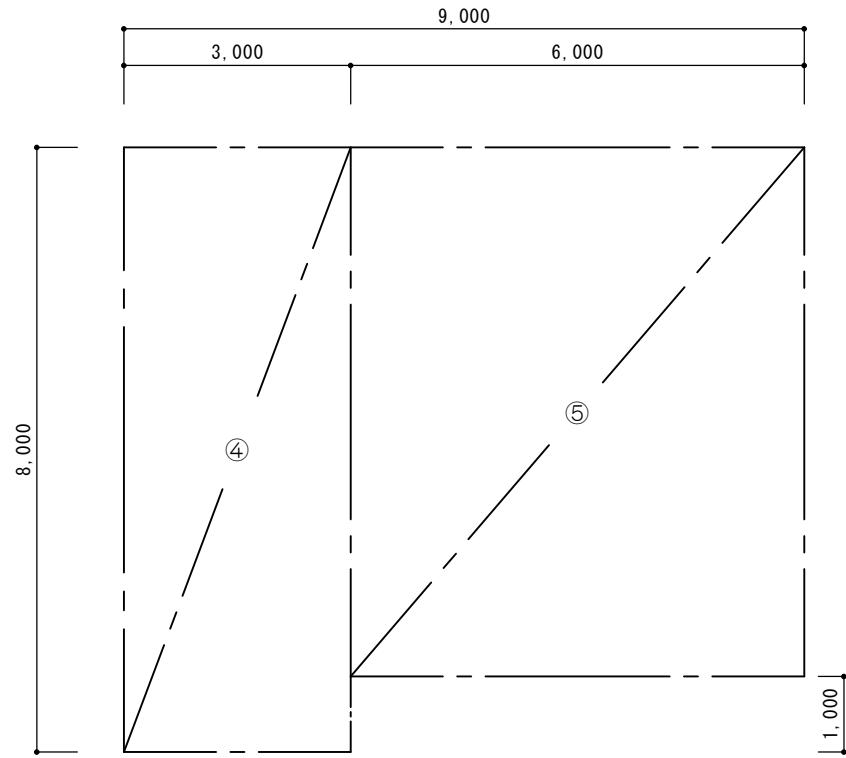


1階面積算定図

$$① \quad 3.0 \times 1.0 = 3.0 \text{ m}^2$$

$$② \quad 3.0 \times 7.0 = 21.0 \text{ m}^2$$

$$③ \quad 6.0 \times 7.0 = 42.0 \text{ m}^2$$



2階面積算定図

$$④ \quad 3.0 \times 8.0 = 24.0 \text{ m}^2$$

$$⑤ \quad 6.0 \times 7.0 = 42.0 \text{ m}^2$$

建築面積 : ① + ② + ③ = 66 m<sup>2</sup>

1階床面積 : ② + ③ = 63 m<sup>2</sup>

2階床面積 : ④ + ⑤ = 66 m<sup>2</sup>

延床面積 : ② + ③ + ④ + ⑤ = 129 m<sup>2</sup>

k j m

作成日 承認 設計 縮尺 工事名称

小村 杉山 1:100 図面名

面積求積図

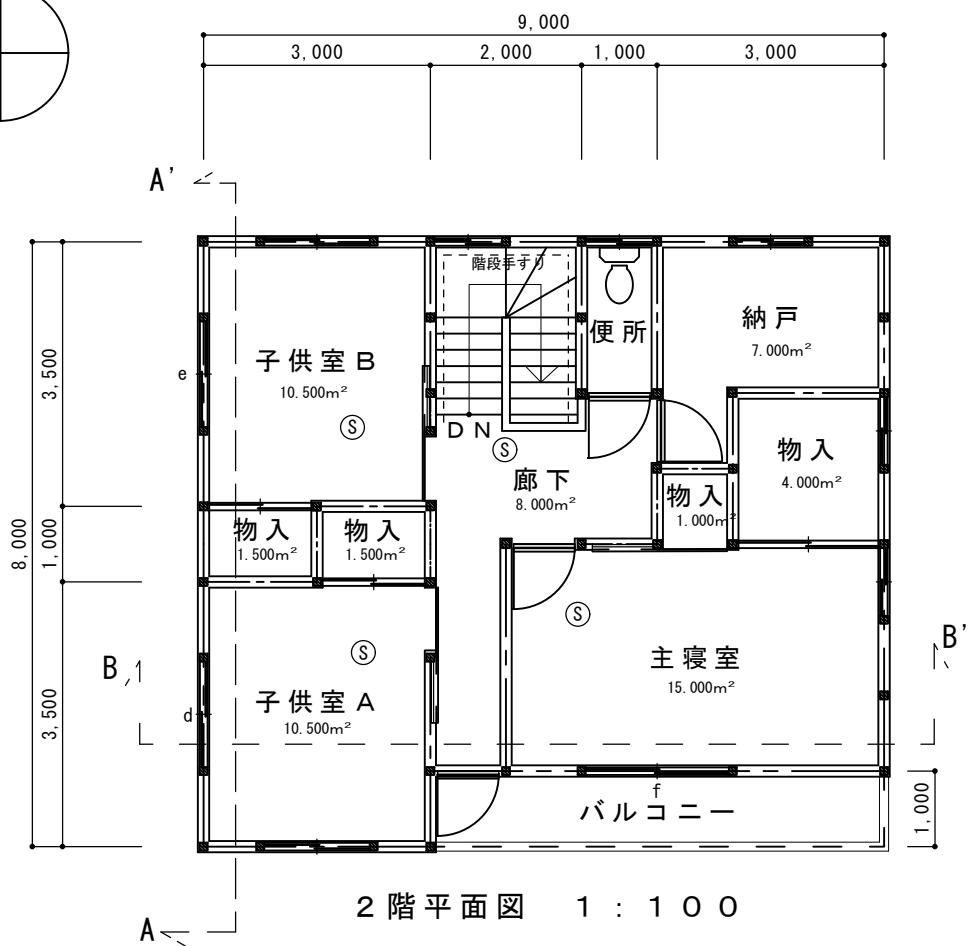
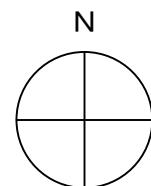
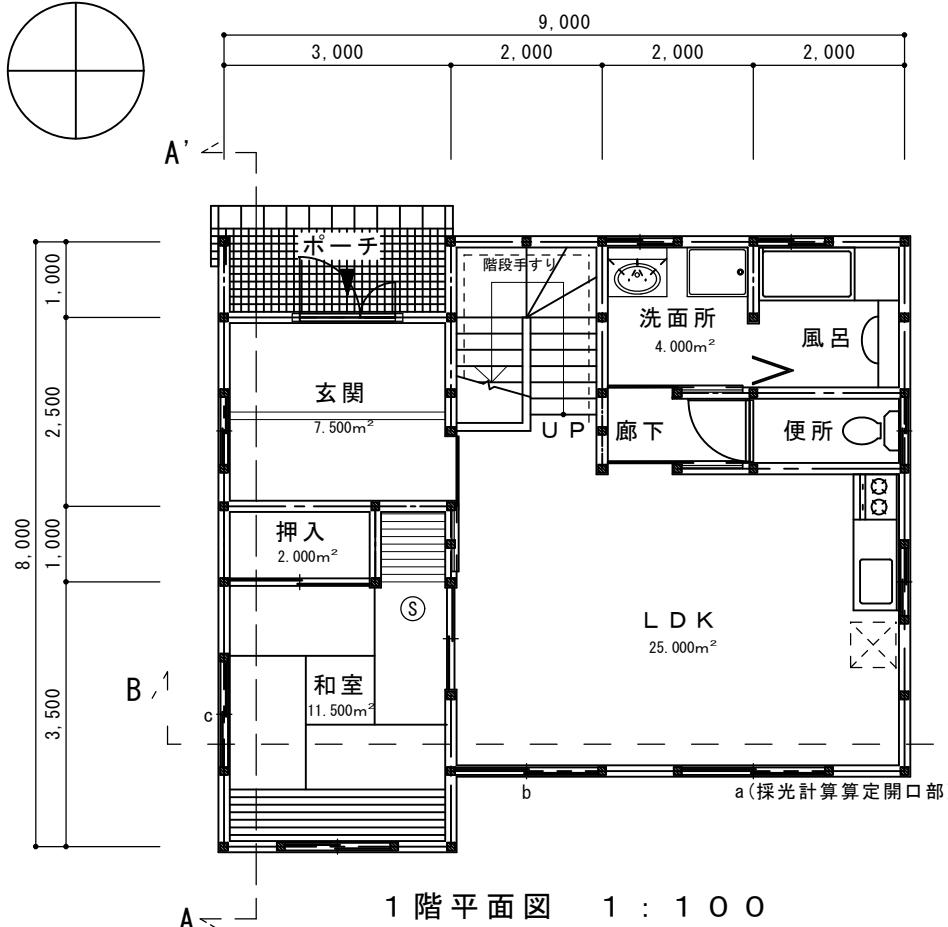
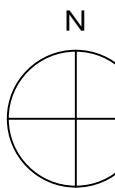
(株) 杉山一級建築士事務所

一級建築士 ○○○○○号

杉山漱石

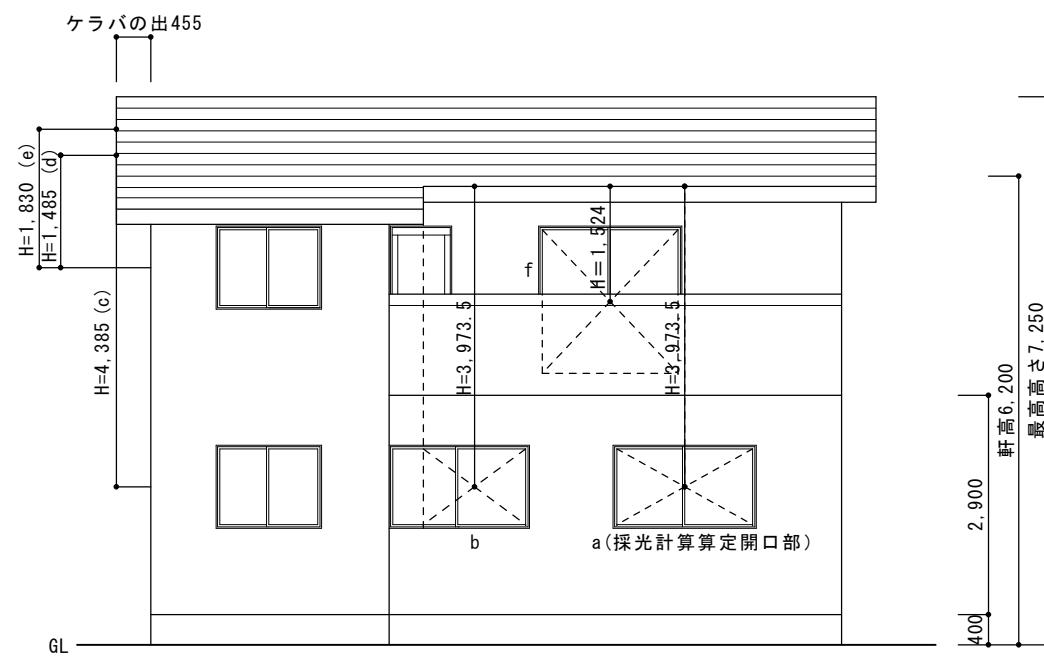
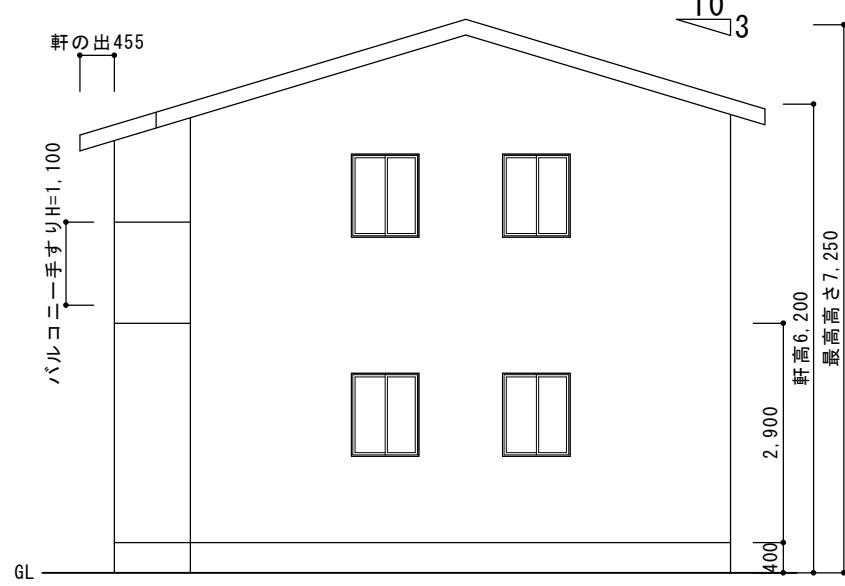
図面番号

/

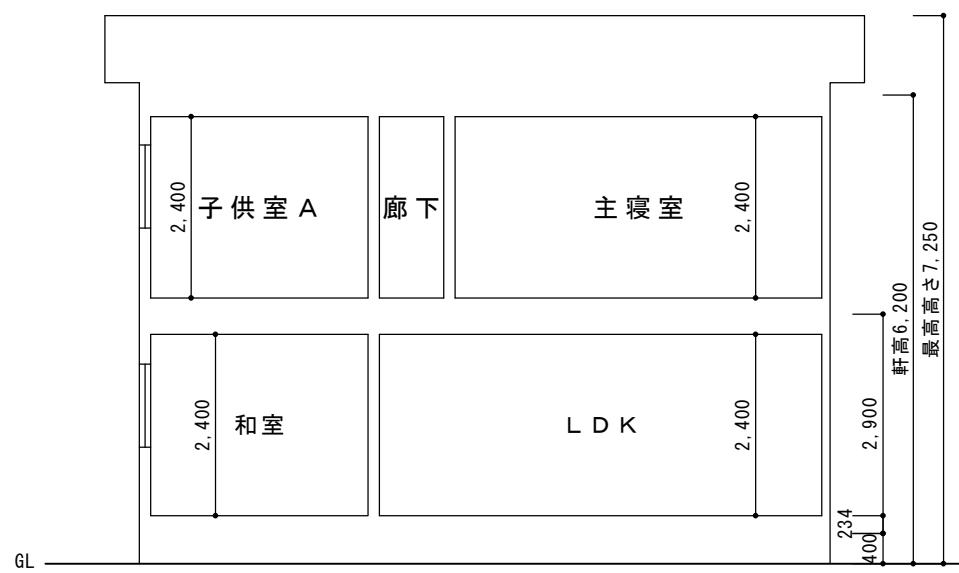
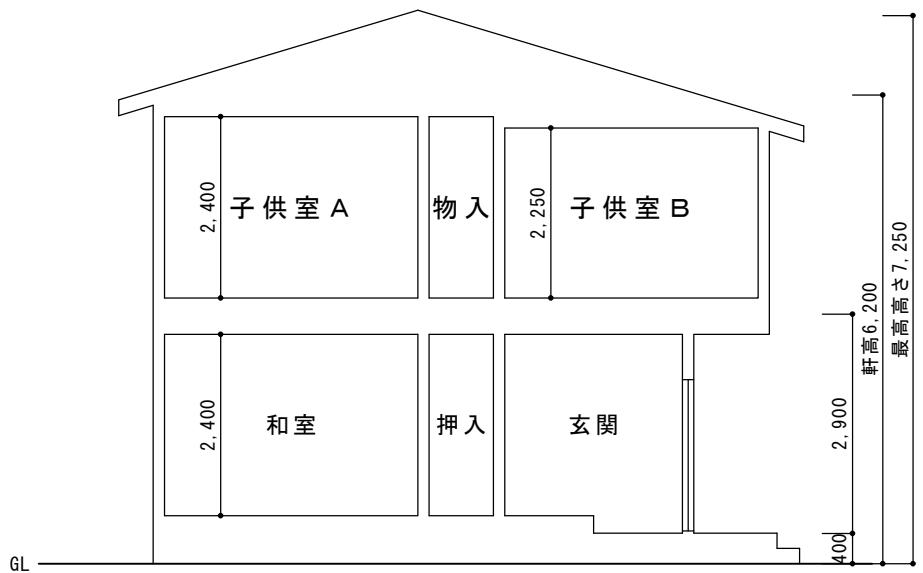


(S): 住宅用火災警報器

k j m		作成日	承認	設計	縮尺	工事名称	（株）杉山一級建築士事務所 一級建築士 ○○○○○号 杉山漱石	図面番号 /
			小村	杉山	1:100	図面名 平面図		



k j m		作成日	承認	設計	縮尺	工事名称	（株）杉山一級建築士事務所 一級建築士 ○○○○○号 杉山漱石	図面番号 /
			小村	杉山	1 : 100	図面名 立面図		



k j m		作成日	承認	設計	縮尺	工事名称	(株) 杉山一級建築士事務所 一級建築士 ○○○○○号 杉山漱石	図面番号 /
			小村	杉山	1 : 100	図面名 断面図		

# 建築計画概要書

(第一面)

## 建築主等の概要

### 【1. 建築主】

【イ. 氏名のフリガナ】 ナカムラ マチオ  
【ロ. 氏名】 中村 町男  
【ハ. 郵便番号】 430-0946  
【ニ. 住所】 静岡県浜松市中区元城町216番地の4

### 【2. 代理人】

【イ. 資格】 ( 1級) 建築士 ( 大臣) 登録第777777号  
【ロ. 氏名】 杉山 漱石  
【ハ. 建築士事務所名】 ( 1級) 建築士事務所(静岡県) 知事登録第8888号  
(株) 杉山一級建築士事務所  
【ニ. 郵便番号】 410-0012  
【ホ. 所在地】 静岡県沼津市岡一色816番地の1  
【ヘ. 電話番号】 055-928-7005

### 【3. 設計者】(代表となる設計者)

【イ. 資格】 ( 1級) 建築士 ( 大臣) 登録第777777号  
【ロ. 氏名】 杉山 漱石  
【ハ. 建築士事務所名】 ( 1級) 建築士事務所(静岡県) 知事登録第8888号  
(株) 杉山一級建築士事務所  
【ニ. 郵便番号】 410-0012  
【ホ. 所在地】 静岡県沼津市岡一色816番地の1  
【ヘ. 電話番号】 055-928-7005  
【ト. 作成した設計図書】 すべて

### (その他の設計者)

【イ. 資格】  
【ロ. 氏名】  
【ハ. 建築士事務所名】 なし  
【ニ. 郵便番号】  
【ホ. 所在地】  
【ヘ. 電話番号】  
【ト. 作成した設計図書】

### (その他の設計者)

【イ. 資格】  
【ロ. 氏名】  
【ハ. 建築士事務所名】 なし  
【ニ. 郵便番号】  
【ホ. 所在地】  
【ヘ. 電話番号】  
【ト. 作成した設計図書】

代表となる設計者、並びに  
申請に係る建築物に係る他  
のすべての設計者について  
記入！

(構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者)

上記の設計者のうち、

□建築士法第20条の2第1項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】構造設計一級建築士交付第 号

□建築士法第20条の2第3項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】構造設計一級建築士交付第 号

□建築士法第20条の3第1項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】設備設計一級建築士交付第 号

□建築士法第20条の3第3項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】設備設計一級建築士交付第 号

【4. 建築設備に関し意見を聴いた者】

(代表となる建築設備に関し意見を聴いた者)

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】 なし

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 意見を聴いた設計図書】

(その他の建築設備に関し意見を聴いた者)

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】 なし

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 意見を聴いた設計図書】

代表となる建築設備に関し  
意見を聴いた者、並びに申  
請に係る建築物に係る他の  
すべての建築設備に関し意  
見を聴いた者について記  
入！

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】 なし

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 意見を聴いた設計図書】

## 【5. 工事監理者】

(代表となる工事監理者)

【1. 資格】 ( 1 級) 建築士 ( 大臣) 登録第 777777 号

〔口：氏名〕 杉山 漱石

【八、建築士事務所名】( 1 級) 建築士事務所(静岡県)知事登録第8888号  
(株)杉山一級建築士事務所

〔二、郵便番号〕 410-0012

【亦、所在地】 静岡県沼津市岡一

【属性名】 前側東信件單向 055-928-7005

【ト工事と照合する設計図書】 すべて

【上】：王爭と源氏の政治凶賊】、

(その他の上事監理者)  
【人・资格】

## 【不 資格】

【口. 氏名】

(ハ) 建築士事務所名 なし

## 〔二．郵便番号〕

### 【亦. 所在地】

### 【^ 電話番号】

## 【ト. 工事と照合する設計図書】

## 【6. 工事施工者】

【4. 氏名】 代表取締役 小村 一葉

【ロ 営業所名】 建設業の許可(静岡県知事) 第(般-15) 第24680号

小村建設株式会社

【八、郵便番号】 422-8067

【二. 所在地】 静岡県静岡市駿河区南町14番地1号

【亦、電話番号】 054-202-5570

【7. 備考】

### 【建築物の名称又は工事名】

【名称のフリガナ】ナカムラテイシンチクコウジ

【名称】中村邸新築工事

## 建築計画概要書（第二面）

### 建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】 静岡県浜松市中区元城町216番地の4

【2. 住居表示】

【3. 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】

■都市計画区域内 (■市街化区域 □市街化調整区域 □区域区分非設定)  
□準都市計画区域内 □都市計画区域及び準都市計画区域外

【4. 防火地域】 □防火地域 □準防火地域 ■指定なし

【5. その他の区域、地域、地区又は街区】

法22条区域

【6. 道路】

【イ. 幅員】 4.000m

【ロ. 敷地と接している部分の長さ】 13.200m

【7. 敷地面積】

【イ. 敷地面積】 (1) (168.96) ( ) ( ) ( ) ( ) m<sup>2</sup>

(2) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) m<sup>2</sup>

【ロ. 用途地域等】 (第一種住居) ( ) ( ) ( ) ( )

【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】

(160.00) ( ) ( ) ( ) ( ) %

【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】

(60.00) ( ) ( ) ( ) ( ) %

【ホ. 敷地面積の合計】 (1) (168.96) m<sup>2</sup>

(2) ( ) m<sup>2</sup>

【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】 160.00%

【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】 60.00%

【チ. 備考】

【8. 主要用途】 (区分 08010) 一戸建ての住宅

【9. 工事種別】

■新築 □増築 □改築 □移転 □用途変更 □大規模の修繕 □大規模の模様替

【10. 建築面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ. 建築面積】 (66.00) ( ) ( ) ( ) 66.00) m<sup>2</sup>

【ロ. 建蔽率の算定の基礎となる建築面積】

(66.00) ( ) ( ) ( ) 66.00) m<sup>2</sup>

【ハ. 建蔽率】 39.07 %

【11. 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ. 建築物全体】 (129.00) ( ) ( ) ( ) 129.00) m<sup>2</sup>

【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】

( ) ( ) ( ) ( ) m<sup>2</sup>

【ハ. エレベーターの昇降路の部分】

( ) ( ) ( ) ( ) m<sup>2</sup>

【ニ. 共同住宅の共用の廊下等の部分】

( ) ( ) ( ) ( ) m<sup>2</sup>

【ホ. 認定機械室等の部分】 ( ) ( ) ( ) ( ) m<sup>2</sup>

【ヘ. 自動車車庫等の部分】 ( ) ( ) ( ) ( ) m<sup>2</sup>

【ト. 備蓄倉庫の部分】 ( ) ( ) ( ) ( ) m<sup>2</sup>

【チ. 蓄電池の設置部分】 ( ) ( ) ( ) ( ) m<sup>2</sup>  
【リ. 自家発電設備の設置部分】 ( ) ( ) ( ) ( ) m<sup>2</sup>  
【ヌ. 貯水槽の設置部分】 ( ) ( ) ( ) ( ) m<sup>2</sup>  
  
【ル. 宅配ボックスの設置部分】 ( ) ( ) ( ) ( ) m<sup>2</sup>  
【ヲ. その他の不算入部分】 ( ) ( ) ( ) ( ) m<sup>2</sup>  
【ワ. 住宅の部分】 ( 1 2 9 . 0 0 ) ( ) ( ) ( 1 2 9 . 0 0 ) m<sup>2</sup>  
【カ. 老人ホーム等の部分】 ( ) ( ) ( ) ( ) m<sup>2</sup>  
【ヨ. 延べ面積】 1 2 9 . 0 0 m<sup>2</sup>  
【タ. 容積率】 7 6 . 3 5 %

---

【12. 建築物の数】

【イ. 申請に係る建築物の数】 1 棟  
【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】

---

【13. 建築物の高さ等】 (申請に係る建築物) (他の建築物) )  
【イ. 最高の高さ】 ( 7 . 2 5 0 ) ( ) m  
【ロ. 階数】 地上 ( 2 ) ( ) 階  
                地下 ( ) ( ) )  
【ハ. 構造】 軽量鉄骨 一部 造  
【ニ. 建築基準法第 56 条第 7 項の規定による特例の適用の有無】 □有 ■無  
【ホ. 適用があるときは、特例の区分】  
□道路高さ制限不適用 □隣地高さ制限不適用 □北側高さ制限不適用

---

【14. 許可・認定等】

---

【15. 工事着手予定年月日】 令和 01 年 5 月 10 日

---

【16. 工事完了予定年月日】 令和 01 年 10 月 10 日

---

【17. 特定工程工事終了予定年月日】 (特定工程)  
(第 回) 年 月 日 ( )  
(第 回) 年 月 日 ( )  
(第 回) 年 月 日 ( )

定期報告の要否を記入してください。

---

【18. 建築基準法第 12 条第 1 項の規定による調査の要否】

□要 ■否

---

【19. 建築基準法第 12 条第 3 項の規定による検査を要する防火設備の有無】

□有 ■無

---

【20. その他必要な事項】

定期報告が必要な防火設備の有無を記入してください。

計画変更申請のときは、変更の概要を記入してください。

## 建築計画概要書（第三面）

付近見取図

別紙参照

小さくて見えない場合は、審査不可となります。あまり、縮小しないように！別紙添付等工夫してください。

配置図

別紙参照

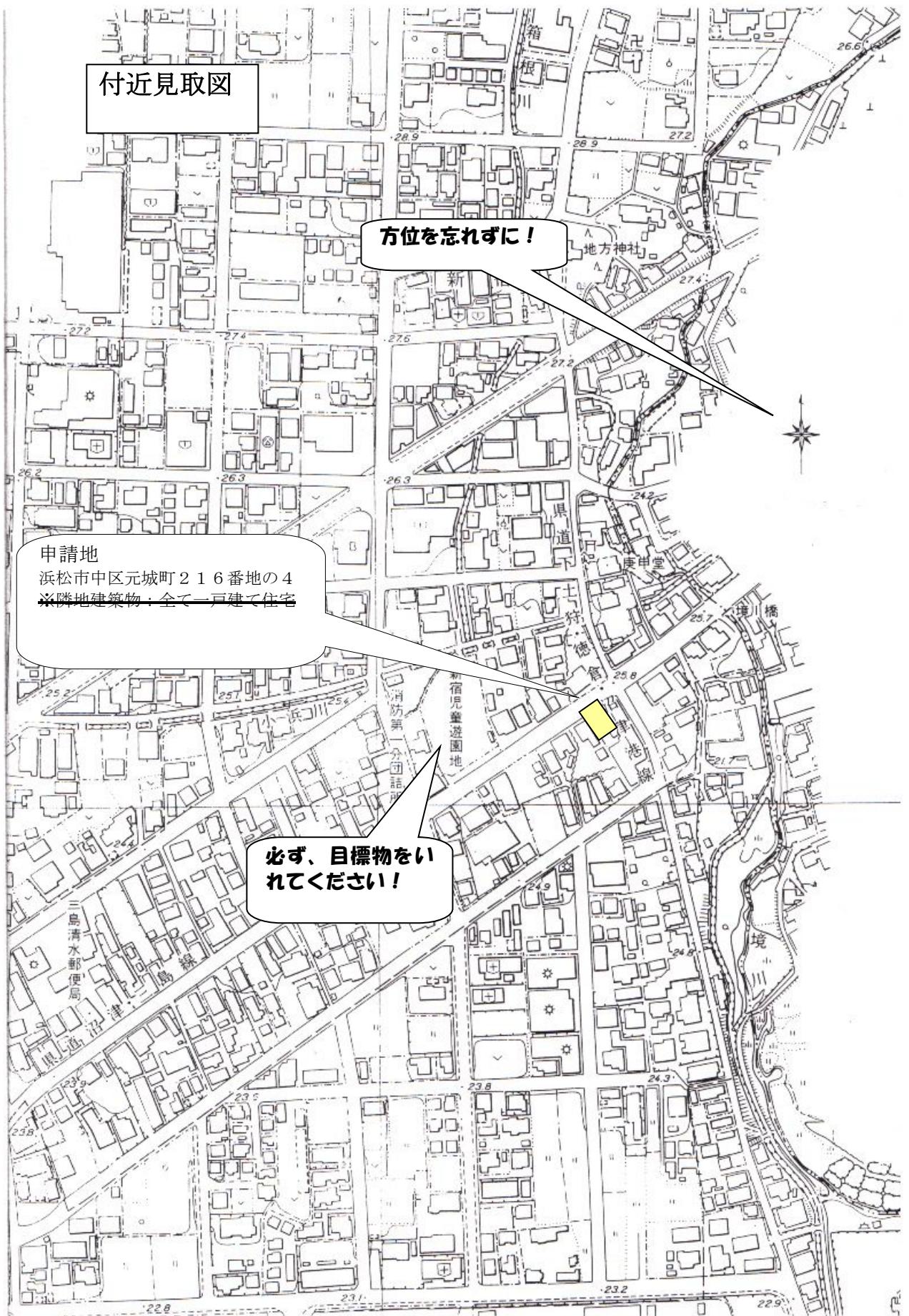
小さくて見えない場合は、審査不可となります。あまり、縮小しないように！別紙添付等工夫してください。

(お願い！)

建築計画概要書は、建築基準法施行規則第 11 条の 4 第 2 項の規定により、提出された後、当該建築物が滅失又は除却されるまでの長期間にわたって、第三者となる不特定多数の方に閲覧される可能性のある書類となります。

配置図には、個人情報保護及び防犯上の観点から、建物内部の間取り等の表現は避けてください。  
また、個人情報保護の観点からも訂正印による訂正も避けて頂くようお願いします。

## 付近見取図



あて先は、静岡県知事です。

静岡県知事 様

建築基準法第 15 条第 1 項の規定による  
建築工事届  
(第一面)

提出日を記入してください。

令和 01 年 5 月 1 日

建築主

氏名 中村 町男  
郵便番号 430-0946  
住所 静岡県浜松市中区元城町 216 番地の 4  
電話番号 053-459-2070

建築主の印は不要となりました

工事施工者(設計者又は代理者)

氏名 代表取締役 小村 一葉  
営業所名(建築士事務所名) 小村建設株式会社  
郵便番号 422-8067  
所在地 静岡県静岡市駿河区南町 1 番地 1 号  
電話番号 054-202-5570

工事監理者

氏名 杉山 漱石  
営業所名(建築士事務所名) (株)杉山一級建築士事務所  
郵便番号 410-0012  
所在地 静岡県沼津市岡一色 816 番地の 1  
電話番号 055-928-7005

施工者が決まっていない場合、設計者又は代理者を記入してください。

建築確認

確認済証番号 第 年 月 号  
確認済証交付年月日 年 月 日  
確認済証交付者

除去工事施工者が決まっていない場合、「未定」を記入してください。

除却工事施工者

氏名 代表取締役 小村 一葉  
営業所名 小村建設株式会社  
郵便番号 422-8067  
所在地 静岡県静岡市駿河区南町 14 番地 1 号  
電話番号 054-202-5570

※受付経由機関記載欄

建て直し、一部分除却工事がある場合  
(建築工事が伴う時) は、「工事届除去工事施工者」「第四面」記入してください。

建築工事がない時(建築工事届を提出しない時) は、建築除去届を忘れずに!

除却工事施工者の印も不要となりました!

(第二面)

【1.着工及び工事完了の予定期日】

【イ.着工予定期日】 令和 04 年 05 月 01 日  
【ロ.工事完了予定期日】 令和 04 年 10 月 10 日

**建築主が「会社」の場合のみ  
【①.資本の額又は出資の総額】にチェックを入れてください。**

【2.建築主】

【イ.建築主の種別】  (1)国  (2)都道府県  
 (4)会社  (5)会社でない団体

(3)市区町村  
 (6)個人

【ロ.資本の額又は出資の総額】  (1)1,000 万円以下  (2)1,000 万円超～3,000 万円以下  
 (3)3,000 万円超～1 億円以下  (4)1 億円超～10 億円以下  (5)10 億円超

【3.敷地の位置】

【イ.地名地番】 静岡県浜松市中区元城町 216 番地の 4

**01…専用住宅（住宅、長屋、共同住宅）  
02…専用住宅附属建築物（車庫、物置）**

【ロ.都市計画】  (1)市街化区域  (2)市街化調整区域  (3)区域区分  
 (4)準都市計画区域  (5)都市計画区域及び準都市

【4.工事種別】  (1)新築  (2)増築  (3)改築  (4)移転

【5.主要用途】 (1)居住専用建築物 ( )  
(2)居住産業併用建築物 ( )  
(3)産業専用建築物 ( )

**併用住宅の場合のみ  
併用部分（住宅部分以外）  
の用途の番号記入**

【6.一の建築物ごとの内容】

**棟ごと番号つけて**

【イ.番号】 ( ) 1 ( ) ( ) ( )

【ロ.用途】  (1)事務所等  
 (2)物品販売業を  
営む店舗等  
 (3)工場、作業場  
 (4)倉庫  
 (5)学校  
 (6)病院、診療所  
 (9)その他  
 多用途

(1)事務所等  (1)車両所等

**居住産業併用建築物の場合、産業部分の  
用途に■をつける。  
2つ以上の用途がある時は、大きい方を！**

(4)工場  (5)学校  
 (6)病院、診療所  
 (9)その他  
 多用途  多用途

**1棟の中に2つ以上  
の用途があるとき、■をつける。**

【ハ.工事部分の構造】

<input checked="" type="checkbox"/> (1)木造	<input type="checkbox"/> (1)木造	<input type="checkbox"/> (1)木造
<input type="checkbox"/> (2)鉄骨鉄筋コンクリート造	<input type="checkbox"/> (2)鉄骨鉄筋コンクリート造	<input type="checkbox"/> (2)鉄骨鉄筋コンクリート造
<input type="checkbox"/> (3)鉄筋コンクリート造	<input type="checkbox"/> (3)鉄筋コンクリート造	<input type="checkbox"/> (3)鉄筋コンクリート造
<input type="checkbox"/> (4)鉄骨造	<input type="checkbox"/> (4)鉄骨造	<input type="checkbox"/> (4)鉄骨造
<input type="checkbox"/> (5)コンクリートブロック造	<input type="checkbox"/> (5)コンクリートブロック造	<input type="checkbox"/> (5)コンクリートブロック造
<input type="checkbox"/> (6)その他	<input type="checkbox"/> (6)その他	<input type="checkbox"/> (6)その他

【ニ.工事の予定期間】

( 5 月間) ( 月間) ( 月間)

【ホ.工事部分の床面積の合計】

( 129. 00 m<sup>2</sup>) ( m<sup>2</sup>) ( m<sup>2</sup>)

【ヘ.建築工事費予定額】

( 2, 000 万円) ( 万円)

( 万円)  
**新築工事の場合のみ敷地面積記入してください。増築  
は、いらない。**

【ト.新築工事の場合における地上の階数】

( 2 階) ( 階)

【チ.新築工事の場合における地下の階数】

( 階) ( 階)

【7.新築工事の場合における敷地面積】

168. 96 m<sup>2</sup>

**居住専用建築物・居住産業併用建築物  
の場合に作成**

## 【1.住宅部分の概要】

【イ.番号】 1

【ロ.新設又はその他の別】

**公的資金を使用しない場合。**

【ハ.新設住宅の資金】

- (1)新設 (■新築)  
(2)その他 ( )

- 増築 □改築  
□増築 □改築

□(2)公営住宅 □(3)住宅金融支援機構住宅

□(5)その他

■(1)民間資金住

□(4)都市再生

□(1)在来工法

□(2)併用住宅

□(3)その他の住宅

□(2)長屋建住宅

□(3)共同住宅

□(2)貸家 □(3)給与住宅 □(4)分譲住宅

□(1)持家 ( ) 戸) ( ) 戸) ( ) 戸)

□(1)持家 ( ) m<sup>2</sup>) ( ) m<sup>2</sup>) ( ) m<sup>2</sup>)

【ニ.住宅の建築工法】

【ホ.住宅の種類】

【ヘ.住宅の建て方】

【ト.利用関係】

【チ.住宅の戸数】

【リ.工事部分の

床面積の合計】

**(1) 新築 新築…さら地に新築**

**増築…別棟に居室+台所+便所のある新築又は、同一棟で居室+台所+便所のある増築**

**(2) その他増築…上記以外の増築**

**既存建築物を解体し、引き続き、建築する場合、記入のこと。解体既存建築物のことについて記入。**

## 【1.主要用途】

- (1)居住専用建築物 ( 0 1 )  
(2)居住産業併用建築物 ( )  
(3)産業専用建築物 ( )

## 【2.除却原因】

- (1)老朽して危険があるため □(2)その他

## 【3.構造】

- (1)木造 □(2)その他

## 【4.建築物の数】

1

## 【5.住宅の戸数】

1 戸

## 【6.住宅の利用関係】

- (1)持家 □(2)貸家 □(3)給与住宅

## 【7.建築物の床面積の合計】

83.00 m<sup>2</sup>

## 【8.建築物の評価額】

83千円

面積や金額等の数字は全て、小数点以下を四捨五入して  
整数で記入してください

規定による

（第一面）  
建築工事届  
（第一面）

提出日を記入してください  
(確認申請日とあわせる必  
要はありません)

2024 年 10 月 1 日

宛先は、〇〇県 知事です

静岡県

知事 様

## 建築主

氏名	中村 町男	
郵便番号	430	- 0946
住所	静岡県浜松市中央区元城町216番	
電話番号	053	- 459 - 2070

建築主が複数名の場合は、  
代表となる建築主を記入し  
てください

## 工事施工者（設計者又は代理者）

氏名	代表取締役 小村 一葉	
営業所名（建築士事務所名）	小村建設株式会社	
郵便番号	422	- 8067
所在地	静岡県静岡市駿河区南町14番地	
電話番号	054	- 202 - 5570
担当者の氏名	小村 次郎	
担当者の電話番号	054	- 202 - 5570

施工者が決まっていない場  
合、設計者又は代理者を記  
入してください

工事届の内容がわかる方を  
記入してください

## 工事監理者

氏名	杉山 漱石	
営業所名（建築士事務所名）	杉山一級建築士事務所	
郵便番号	410	- 0012
所在地	静岡県沼津市岡一色816番地の1	
電話番号	055	- 928 - 7

## 建築確認

確認済証番号	第
確認済証交付年月日	年 月
確認済証交付者	

建て直し、一部分除却工事がある場合  
(建築工事が伴う時)は、「工事届除去  
工事施工者」「第三面【2. 除却建築物  
の概要】」を記入してください。  
建築工事がない時(建築工事届を提出  
しない時)は、建築除去届を忘れず  
に!

## 除却工事施工者

氏名	代表取締役 小村 一葉	
営業所名	小村建設株式会社	
郵便番号	422	- 8067
所在地	静岡県静岡市駿河区南町14番地	
電話番号	054	- 202 - 5570
担当者の氏名	小村 次郎	
担当者の電話番号	054	- 202 - 5570

工事届の内容がわかる方  
を記入してください

※受付経由機関記載欄

## 【1. 着工及び工事完了の予定期日】

イ. 着工予定期日	年 1月 15 日
ロ. 工事完了定期日	年 6月 30 日

**建築主が「会社」であるときのみ記載してください**

「会社」とは、株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいい、特別の法律により設立された法人で会社であるものを含みます

## 【2. 建築主】

イ. 建築主の種別	<input checked="" type="checkbox"/> (1) (2)都道府県 <input type="checkbox"/> 会社 <input type="checkbox"/> (5)会社でない団体	<input type="checkbox"/> (3)市区町村 <input checked="" type="checkbox"/> (6)個人
ロ. 資本の額又は出資の総額	<input type="checkbox"/> (1) 1,000万円以下 <input type="checkbox"/> (2) 1,000万円以上 <input type="checkbox"/> (3) 3,000万円超～1億円以下 <input type="checkbox"/> (4) 1億円超～	

1つのみチェックしてください  
(増築と改築とを同時に行うときは、床面積の大きい方の工事によって区分してください)

## 【3. 敷地の位置】

イ. 地名地番	静岡県 三島市
ロ. 都市計画	<input checked="" type="checkbox"/> (1)市街化区域 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> (3)区域区分非設定都市計画区域 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> (5)都市計画区域及び準都市計画区域外 <input type="checkbox"/>

一敷地内に既存の建築物があるときは、その部分と新たに建築する部分とを総合して判断してください 例)

01..居住専用住宅(住宅、住宅附属建築物(物置、車庫等))

02..居住専用準住宅(寮、合宿所、寄宿舎、準住宅附属建築物(物置、車庫等))

## 【4. 工事種別】

(1)新築  (2)増築

## 【5. 主要用途】

01

(注意欄に記載の記号)

「多用途」は、3以上の用途がある場合に✓をしてください

## 【6. 一の建築物ごとの内容】

イ. 番号	1
ロ. 物件名	中村様邸
ハ. 用途 (注意欄に記載の記号を記入してください)	<input type="checkbox"/> 多用途 <input type="checkbox"/> 多用途

疑義照会等の問い合わせをスムーズに実施する為、暫定的な名称で結構ですのでなるべく記入してください

二. 工事部分の構造 (注意欄に記載の記号を記入してください)	01
ホ. 工事の予定期間	7 月間

1の建築物に既存部分を含めて複数の用途が存在する場合、最大の床面積の用途を記入してください

ヘ. 工事部分の 床面積の合計	120 m <sup>2</sup>
ト. 用途ごとの工事部分の床面積 (工事部分の用途が1種類のみであり、ハの用途と同一である場合は、記入不要です。)	① 用途 床面積 m <sup>2</sup> ② 用途 床面積 m <sup>2</sup> ③ 用途 床面積 m <sup>2</sup>

床面積大きい順に3種類の用途(既存部を含む)を記入してください※単独は記入不要

チ. 建築工事費予定期額	3,800
リ. 新築工事の場合における地上の階数	2 階

工事部分が2種類以上の構造からなるときは、床面積が最大の部分の構造について記入してください

01..木造  
02..鉄骨鉄筋コンクリート造  
03..鉄筋コンクリート造  
04..鉄骨造  
05..コンクリートブロック造  
06..その他

ヌ. 新築工事の場合における地下の階数	地下 階	地下 階
---------------------	------	------

新築工事の場合のみ敷地面積記入してください

## 【7. 新築工事の場合における敷地面積】

## 【1. 住宅部分の概要】

イ. 番号	1			
ロ. 新設又は その他の別	<input checked="" type="checkbox"/> (1)新設 <input type="checkbox"/> (2)その他			
ハ. 新設住宅の資金	<input checked="" type="checkbox"/> (1)民間資金住宅 <input type="checkbox"/> (2)公営住宅 <input type="checkbox"/> (3)住宅金融支援機構住宅 <input type="checkbox"/> (4)都市再生機構住宅 <input type="checkbox"/> (5)その他			
ニ. 住宅の建築工法	<input checked="" type="checkbox"/> (1)在来工法 <input type="checkbox"/> (2)プレハブ工法 <input type="checkbox"/> (3)枠組壁工法			
ホ. 住宅の種類	<input checked="" type="checkbox"/> (1)専用住宅 <input type="checkbox"/> (2)併用住宅 <input type="checkbox"/> (3)その他の住宅			
ヘ. 住宅の建て方	<input checked="" type="checkbox"/> (1)一戸建住宅 <input type="checkbox"/> (2)長屋建住宅 <input type="checkbox"/> (3)共同住宅			
ト. 利用関係	<input checked="" type="checkbox"/> (1)持家 <input type="checkbox"/> (2)貸家 <input type="checkbox"/> (3)給与住宅 <input type="checkbox"/> (4)分譲住宅			
チ. 住宅の戸数	1	戸	戸	戸
リ. 工事部分の 床面積の合計	120	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>

**居住専用建築物・居住産業併用建築物の場合に記入してください**

イ. 番号				
ロ. 新設又は その他の別	<input type="checkbox"/> (1)新設 <input type="checkbox"/> (2)その他			
ハ. 新設住宅の資金	<input type="checkbox"/> (1)民間資金住宅 <input type="checkbox"/> (2)公営住宅 <input type="checkbox"/> (3)住宅金融支援機構住宅 <input type="checkbox"/> (4)都市再生機構住宅 <input type="checkbox"/> (5)その他			
ニ. 住宅の建築工法	<input type="checkbox"/> (1)在来工法 <input type="checkbox"/> (2)プレハブ工法 <input type="checkbox"/> (3)枠組壁工法			
ホ. 住宅の種類	<input type="checkbox"/> (1)専用住宅 <input type="checkbox"/> (2)併用住宅 <input type="checkbox"/> (3)その他の住宅			
ヘ. 住宅の建て方	<input type="checkbox"/> (1)一戸建住宅 <input type="checkbox"/> (2)長屋建住宅 <input type="checkbox"/> (3)共同住宅			
ト. 利用関係	<input type="checkbox"/> (1)持家 <input type="checkbox"/> (2)貸家 <input type="checkbox"/> (3)給与住宅 <input type="checkbox"/> (4)分譲住宅			
チ. 住宅の戸数	戸	戸	戸	戸
リ. 工事部分の 床面積の合計	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>

イ. 番号				
ロ. 新設又は その他の別	<input type="checkbox"/> (1)新設 <input type="checkbox"/> (2)その他			
ハ. 新設住宅の資金	<input type="checkbox"/> (1)民間資金住宅 <input type="checkbox"/> (2)公営住宅 <input type="checkbox"/> (3)住宅金融支援機構住宅 <input type="checkbox"/> (4)都市再生機構住宅 <input type="checkbox"/> (5)その他			
ニ. 住宅の建築工法	<input type="checkbox"/> (1)在来工法 <input type="checkbox"/> (2)プレハブ工法 <input type="checkbox"/> (3)枠組壁工法			
ホ. 住宅の種類	<input type="checkbox"/> (1)専用住宅 <input type="checkbox"/> (2)併用住宅 <input type="checkbox"/> (3)その他の住宅			
ヘ. 住宅の建て方	<input type="checkbox"/> (1)一戸建住宅 <input type="checkbox"/> (2)長屋建住宅 <input type="checkbox"/> (3)共同住宅			
ト. 利用関係	<input type="checkbox"/> (1)持家 <input type="checkbox"/> (2)貸家 <input type="checkbox"/> (3)給与住宅 <input type="checkbox"/> (4)分譲住宅			
チ. 住宅の戸数	戸	戸	戸	戸
リ. 工事部分の 床面積の合計	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>

## 【2. 除却建築物の概要】

イ. 主要用途			(注意欄に記載の記号を記入してください)
ロ. 除却原因	<input type="checkbox"/> (1)老朽して危険があるため <input type="checkbox"/> (2)その他		
ハ. 構造	<input type="checkbox"/> (1)木造 <input type="checkbox"/> (2)その他		
ニ. 建築物の数	棟		
ホ. 住宅の戸数	戸		
ヘ. 住宅の利用関係	<input type="checkbox"/> (1)持家 <input type="checkbox"/> (2)貸家 <input type="checkbox"/> (3)給与住宅		
ト. 建築物の床面積の合計	m <sup>2</sup>		
チ. 建築物の評価額	万円		

(注意)

1. 各面共通関係

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。また、小数点以下の数値は四捨五入してください。

2. 第一面関係

① 工事施工者及び除却工事施工者の担当者の氏名欄及び担当者の電話番号欄並びに工事監理者の氏名欄及び電話番号欄には、受付経由機関等が工事内容について確認を行う際に回答ができる担当者の氏名及び電話番号を記入してください。

② ※印のある欄は記入しないでください。

③ 除却工事施工者欄は、既存の建築物を除却し、引き続き、当該敷地内において建築物を建築しようとする場合に記入してください。

3. 第二面関係

① 2欄の「イ」及び「ロ」、3欄の「ロ」、4欄並びに6欄の「ニ」は、該当するチェックボックスに「」マークを入れてください。

② 2欄の「イ」において、「会社」とは、株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいい、特別の法律により設立された法人で会社であるものを含みます。

③ 2欄の「ロ」は、建築主が会社であるときのみ記入してください。

④ 3欄の「ロ」において、「区域区分非設定都市計画区域」とは、区域区分が定められていない都市計画区域をいいます。

⑤ 増築と改築とを同時に行うときは、4欄は床面積の大きい方の工事によって区分してください。

⑥ 5欄は、居住専用建築物の場合、次の表の中から該当するものを選んで記入してください。

主要用途の区分		記号
居住専用住宅	住宅、住宅附属建築物（物置、車庫等）	01
居住専用準住宅	寮、合宿所、寄宿舎、準住宅附属建築物（物置、車庫等）	02

⑦ 5欄は、居住産業併用建築物又は産業専用建築物の場合は、産業の用に供する部分について、次の表の記号の中から該当するものを選んで記入してください。また、一敷地内に既存の建築物があるときは、記入に際しては、その部分と新たに建築する部分とを総合して判断してください。

主要用途の区分		記号	
		居住 産業 併用	産業 専用
農林水産業	農業、林業、漁業、水産養殖業	10	30
鉱業、採石業、砂利採取業、建設業		11	31
製造業	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、その他の製造業	12	32
電気・ガス・熱供給・水道業		13	33
情報通信業	通信業、放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業	14	34
運輸業	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業	15	35
卸売業、小売業		16	36
金融業、保険業		17	37

不動産業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業	18	38
宿泊業、飲食サービス業	宿泊業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	19	39
教育、学習支援業	学校教育、その他の教育、学習支援業（社会教育、学習塾及び教養・技能教授業ほか）	20	40
医療、福祉	医療業、保健衛生、社会保険・社会福祉・介護事業	21	41
その他のサービス業	郵便業（信書便事業を含む。）、郵便局、学術・開発研究機関、政治・経済・文化団体、旅行業、娯楽業、宗教、物品賃貸業、専門サービス業、広告業、技術サービス業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、協同組合、サービス業	22	42
国家公務、地方公務		23	43
他に分類されないもの		24	44

- ⑧ 6欄は、一の建築物（1棟）ごとに各列に記入してください。  
 ⑨ 6欄の「イ」は、建築物の数が1のときは「1」と記入し、建築物の数が2以上のときは、一の建築物（1棟）ごとに通し番号を付し、その番号を記入してください。  
 ⑩ 6欄の「ロ」は、届出時点の物件名を記入してください。  
 ⑪ 6欄の「ハ」は、居住専用建築物の場合は、次の表の記号の中から該当するものを選んで記入してください。

用途の分類	記号
一戸建ての住宅	08010
長屋	08020
共同住宅	08030
寄宿舎	08040
下宿	08050

- ⑫ 6欄の「ハ」は、居住産業併用建築物又は産業専用建築物の場合は、産業の用に供する部分について、次の表の記号の中から該当するものを選んで記入してください。一の建築物に、2種類以上の用途（既存部分があるときは、その用途を含む。）があるときは、一番大きい床面積の用途について記入し、3種類以上の用途（既存部分があるときは、その用途を含む。）があるときは、「多用途」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

用途の分類	記号
幼稚園	08070
小学校	08080
義務教育学校	08082
中学校、高等学校又は中等教育学校	08090
特別支援学校	08100
大学又は高等専門学校	08110
専修学校	08120
各種学校	08130
幼保連携型認定こども園	08132
図書館その他これに類するもの	08140
博物館その他これに類するもの	08150
美術館その他これに類するもの	08152
神社、寺院、教会その他これらに類するもの	08160
老人ホーム、福祉ホームその他これに類するもの	08170
保育所その他これに類するもの	08180
助産所（入所する者の寝室があるものに限る。）	08190
助産所（入所する者の寝室がないものに限る。）	08192
児童福祉施設等（建築基準法施行令第19条第1項に規定する児童福祉施設等をいい、前4項に掲げるものを除く。次項において同じ。）（入所する者の寝室があるものに限る。）	08210

児童福祉施設等（入所する者の寝室がないものに限る。）	08220
公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）	08230
診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）	08240
診療所（患者の収容施設のないものに限る。）	08250
病院	08260
巡回派出所	08270
公衆電話所	08280
郵便法（昭和22年法律第165号）の規定により行う郵便の業務の用に供する施設	08290
地方公共団体の支庁又は支所	08300
公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家	08310
建築基準法施行令第130条の4 第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設	08320
税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	08330
工場（自動車修理工場を除く。）	08340
自動車修理工場	08350
危険物の貯蔵又は処理に供するもの	08360
ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場	08370
体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）	08380
マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これらに類するもの	08390
ホテル又は旅館	08400
自動車教習所	08410
畜舎	08420
堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	08430
日用品の販売を主たる目的とする店舗	08438
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。）	08440
飲食店（次項に掲げるもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするものを除く。）	08450
食堂又は喫茶店	08452
理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	08456
銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	08458
物品販売業を営む店舗以外の店舗（前2項に掲げるものを除く。）	08460
事務所	08470
映画スタジオ又はテレビスタジオ	08480
自動車車庫	08490
自転車駐車場	08500
倉庫業を営む倉庫	08510
倉庫業を営まない倉庫	08520
劇場、映画館又は演芸場	08530
観覧場	08540
公会堂又は集会場	08550
展示場	08560
料理店	08570
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	08580
ダンスホール	08590

個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	08600
卸売市場	08610
火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	08620
農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの	08630
農業の生産資材の貯蔵に供するもの	08640
田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）	08650
その他	08990

⑬ 6欄の「ニ」は、次の表の記号の中から該当するものを選んで記入してください。工事部分が2種類以上の構造からなるときは、床面積が最も大きい部分の構造について記入してください。

構造の区分	記号
木造	01
鉄骨鉄筋コンクリート造	02
鉄筋コンクリート造	03
鉄骨造	04
コンクリートブロック造	05
その他	06

⑭ 6欄の「ホ」は、その建築物の規模に見合った月数を記入してください。

⑮ 6欄の「ト」は、床面積が大きい順に3種類までの用途について、（注意）3. ⑫に準じて該当する記号を記入してください。

⑯ 6欄の「チ」は、建築設備費を含んだ額を記入してください。消費税込みの金額である場合は、チェックボックスに「レ」マークを入れてください。

#### 4. 第三面関係

- ① 1欄は、建築物が居住専用住宅又は居住産業併用建築物（工事部分が産業の用のみに供する部分である場合を除く。）である場合に記入してください。当該建築物の数が2以上のときは、一の建築物（1棟）ごとに記入してください。
- ② 2欄は、既存の建築物を除却し、引き続き、当該敷地内において建築物を建築しようとする場合において、当該除却しようとする建築物について記入してください。
- ③ 1欄の「イ」は、第二面の6欄の「イ」に記入した番号と同じ番号を記入してください。
- ④ 1欄の「ロ」から「ト」までは、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。ただし、建築物が住宅の附属建築物の場合においては、「ニ」から「ト」までは、当該建築物が附属する住宅が該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑤ 1欄の「ロ」において、「新設」とは、新築、増築又は改築によって居室、台所及び便所のある独立して居住し得る住宅が新たに造られるものをいいます。例えば、既存住宅の棟続きであっても、居室、台所又は便所を整えて独立して居住し得るものは「新設」に含まれます。「その他」とは、住宅の附属建築物又は増築若しくは改築によって造られる住宅で新設に該当しないものをいいます。例えば、一敷地内に既存住宅があつて、別棟に50平方メートルの居室だけを建築しても、新たに造られた部分だけでは独立して居住し得ないから「その他」に含まれます。
- ⑥ 1欄の「ハ」は、当該住宅が新設のときのみ記入してください。「民間資金住宅」とは、国、地方公共団体、独立行政法人住宅金融支援機構等の公的機関の資金に全くよらず、民間資金のみで建てる住宅をいいます。「住宅金融支援機構住宅」とは、独立行政法人住宅金融支援機構から建設資金の融資を受けた住宅をいい、融資額の大小は問いません。「都市再生機構住宅」とは、独立行政法人都市再生機構が分譲又は賃貸を目的として建てた住宅をいいます。
- ⑦ 1欄の「ニ」において、「在来工法」とは、プレハブ工法及び枠組壁工法以外の工法をいいます。「プレハブ工法」とは、住宅の壁、柱、床、はり、屋根又は階段等の主要構造部材を工場で生産し、現場で組立建築する工法をいいます。「枠組壁工法」とは、木材で組まれた枠組に構造用合板その他これに類するものを打ち付けた床及び壁により建築物を建築する工法で、一般には、ツーバイフォー工法といわれるものです。
- ⑧ 1欄の「ホ」において、「専用住宅」とは、専ら居住の目的だけのために建築するもので、住宅内に店舗、事務所、作業場等の業務の用に供する部分がないものをいいます。「併用住宅」とは、住宅内に店舗、事務所、作業場等の業務の用に供する部分があつて居住部分と機能的に結合して戸をなしているもので、居住部分の床面積の合計が建築物の床面積の合計の5分の1以上のものをいいます。「その他の住宅」とは、主に工場、学校、官公署、旅館、下宿屋、浴場、社寺等の建築物に付属して、これと結合している住宅をいいます。

- ⑨ 1欄の「へ」において、「長屋建住宅」とは、廊下、階段等を共用しない2戸以上の住宅を連続する建て方の住宅（連続建）をいい、廊下、階段等を共用しないで2戸以上の住宅を重ねたもの（重ね建）を含みます。「共同住宅」とは、長屋建住宅以外の住宅で、一の建築物内に2戸以上の住宅があるものをいい、一般的には、アパート又はマンションといわれるものです。
- ⑩ 一件の建築工事で1欄の「ト」の(1)から(4)までに掲げる住宅の利用関係が2種類以上となる場合は、1欄の「チ」及び「リ」は当該住宅の利用関係の種類ごとに記入してください。
- ⑪ 2欄の「イ」において居住専用建築物の場合は、（注意）3. ⑥に準じて該当する記号を記入してください。
- ⑫ 2欄の「イ」において居住産業併用建築物又は産業専用建築物の場合は、（注意）3. ⑦に準じて該当する記号を記入してください。また、一敷地内に除却しようとする建築物以外に既存の建築物があるときは、記入に際しては、その部分と除却しようとする部分とを総合して判断してください。
- ⑬ 2欄の「ロ」、「ハ」及び「ヘ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ※この届は国の統計調査において利用される場合があります。

※ 第 号 年 月 日

## し尿浄化槽に関する通知書

し尿浄化槽に関する確認申請書を受理したので、建築基準法第93条第5項の規定により通知します。

保健所長様

一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター  
理事長 柳敏幸印

※ 受理年月日	年 月 日		
1 建築主の住所 及び 氏名	浜松市中区元城町216番地の4 中村 町男		
2 浄化槽事業者の 氏名及び営業所名・所在地	未定 登録又は届出番号 知事(登・届)第 号		
3 浄化槽設備士の氏名	未定 免状交付番号 第 号		
4 設置場所	浜松市中区元城町216番地の4		
5 建築物の用途	住宅		
6 処理対象人員	5人	算定根拠	番号(2)用(イ) 算定(n=5)
7 単独処理、合併処理の別	単独処理・合併処理		
8 し尿浄化槽の種類	(1)型式認定浄化槽(名称 認定番号 型 01afOa005123) (2)その他 ※ABIC-4567		
9 し尿浄化槽の規模	5人槽 (2)昭和55年建設省告示1292号の区分 第( )の( ) (2)処理方法 ( その他の方式 )		
10 し尿浄化槽の構造方法			
11 放流水	水質 放流先	BOD 20 mg/l 地先側溝	水量 放流方法 1.0 m3/日 自然・動力

(注)

- 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
- 2 選択事項は、該当するものを○で囲んでください。
- 3 浄化槽事業者が未定の場合は、2欄及び3欄には未定と記入してください。
- 4 6欄の算定根拠欄には、日本工業規格A3302の該当類似用途番号及び用途並びに処理対象人員の算定式を記入してください。
- 5 10欄については、大臣認定を受けたし尿浄化槽である場合は、処理方式のみを記入してください。